



(号外) 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

官報 目次

〔政令〕

○対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令(一七二)

〔府令・省令〕

○対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令(一七二)

〔公 告〕

○特定水産資源(くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚))に関する令和六管理年度における漁業法第十一条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件

(農林水産五四六)

〔法規的告示〕

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項

第三号に定める道路の指定及び同令

第十条第一項に定める通行方法・第

二号イに定める道路の指定、東日本

高速道路株式会社料金の額及び徴収

期間の変更、中日本高速道路株式会

社料金の額及び徴収期間の変更・工

事一部完了、日本弁護士連合会懲戒

処分関係

七

五

四

三

〔諸事項〕

○外國為替及び外國貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件

(内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境五)

○外國為替及び外國貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得が定めたための基準を定め得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の一部を改正する件(同六)

地方公共団体
教育職員免許状失効、特定労働者等の除却命令及び代執行関係会社その他
会社決算公告

教育職員免許状失効、特定労働者等の除却命令及び代執行関係

本号で公布された 法令のあらまし

◇対内直接投資等に関する政令の一部を改正する

政令(政令第一七二号)(財務省)

1 対内直接投資等の届出の特例の対象から除外される外国投資家に、外国政府等との契約又は外

国の法令その他これに類するものに基づき、当該外国政府等による情報収集活動(当該外国政

府等が当該情報を取得することにより国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい情報の収集が、その対象から除外されていないものに限る。)に協力する義務を負う個人又は法人その他の団体を追加することとした。(第三条の二関係)

2 対内直接投資等の届出の特例の対象から除外される外国投資家に、法人その他の団体で、外

政府等又は当該外国政府等に対し1の義務を負う個人若しくは法人その他の団体が直接又は間接に保有する議決権の数の総議決権に占める割合が一〇〇分の五〇以上に相当するもの等を追加することとした。(第三条の二関係)

3 国の安全等に係る対内直接投資等に該当するそれが大きいものに係る一定の業種(以下「特定業種」という。)に係る対内直接投資等の届出の特例の対象から、1の個人又は法人その他の団体に準ずるもののが行う行為であつて、特定業種に属する事業を行う者のうちその事業の継続的かつ安定的な実施に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある事業を行う一定の事業者に係る対内直接投資等を除くこととした。(第三条の二関係)

4 特定取得の届出の特例の対象から除外される外國投資家に、2において追加する法人その他の団体を追加することとした。(第四条の三関係)

5 その他の団体を追加することとした。(第四条の三関係)

6 この政令は、公布の日から起算して四五日を経過した日から施行することとした。

7 7この政令は、公布の日から起算して四五日を

5	特定取得の届出の特例の対象から除外される外國投資家に、2において追加する法人その他の団体を追加することとした。(第四条の三関係)
4	特定取得の届出の特例の対象から除外される外國投資家に、2において追加する法人又は法人その他の団体を追加することとした。(第四条の三関係)
3	特定取得の届出の特例の対象から除外される外國投資家に、2において追加する法人又は法人その他の団体を追加することとした。(第四条の三関係)
2	特定取得の届出の特例の対象から除外される外國投資家に、2において追加する法人又は法人その他の団体を追加することとした。(第四条の三関係)
1	特定取得の届出の特例の対象から除外される外國投資家に、2において追加する法人又は法人その他の団体を追加することとした。(第四条の三関係)

○文部閣府、総務省、財務省、農林水産省、令第七号
経済産業省、国土交通省、環境省

対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第二条第十一項第一号及び第五号、第三条第一項第十二号、第一項第五号イ及び第六条の五の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年四月四日

府令・省令

内閣総理大臣 石破茂

総務大臣 村上誠一郎

財務大臣 加藤勝信

文部科学大臣 阿部俊子

厚生労働大臣 福岡資磨

農林水産大臣 江藤拓

経済産業大臣 武藤容治

国土交通大臣 中野洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年運輸省、大蔵省、文部省、農林水産省、通商産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

総理府、大蔵省、文部省、農林水産省、通商産業省、令第一号

建設省、郵政省、労働省、令第一号

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改

正

後

改

正

前

（対内直接投資等の定義に関する事項）

第二条 対内直接投資等に関する政令（以下「令」という。）第二条第十一項第一号に規定する外

国投資家の関係者として主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外の場合

（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出

された議案に係る場合を除く。）にあつては、次に掲げる者

イ 当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二

条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外国の

法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この項及び

投資委員会、経営委員会その他の名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項

に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構

成員（以下この項において「投資委員会等構成員」という。）

イ 当該外国投資家（法人等（令第二条第十四項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に限る。）の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員をいい、外国法人等（令第二条第一項に規定する外国法人等をいう。第三条第二項において同じ。）にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この項及び投資委員会、経営委員会その他の名称の如何を問わず対内直接投資等（法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等をいう。以下同じ。）の実施に関する意思決定を行う会議体の構成員（以下この項において「投資委員会等構成員」とい

う。）

「口トト 同上」

二 「略」

三 令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

「イ・ロ 略」

2 令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一 「略」

二 子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号口及び第十五号イ、第三条の二第七項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

「三、七 略」

〔3～7 略〕
(対内直接投資等の届出等)

第三条 「略」

2 令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 「略」

十 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第七項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に関し行う同意

「十一～二十五 略」

〔3～9 略〕
(対内直接投資等の届出の特例に関する事項)

第三条の二 令第三条の二第一項第五号イ及び令第四条の三第一項第五号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとし

て主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。以下この項及び第七条第四項第五号において同じ。）又は外国政府等に対し令第三条の二第一項第四号に規定する義務を負う個人若しくは法人その他の団体の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

第四項第一号において同じ。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

3 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

4 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種（以下この条において「特定業種」という。）は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

一 その財務及び営業若しくは事業の方針についての実質的な決定が令第三条の二第一項第四号に掲げる個人若しくは法人その他の団体によつて行われるもの又は当該決定がその設立に当たつて準拠した法令を制定した国若しくは地域において行われることによつて当該決定が同号の義務を課す法令その他これに類するものの影響を受けるもの若しくはその子会社等

三 令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

「イ・ロ 同上」

2 令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一 「略」

二 子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号口及び第十五号イ、第三条の二第五項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

「三、七 略」

〔3～7 同上〕
(対内直接投資等の届出等)

第三条 「略」

2 令第三条第一項第十二号に規定する主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

一 「略」

十 法第二十六条第二項第五号の規定により令第二条第十一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関し行う同意のうち、次項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（第三条の二第五項において「対象事業」という。）に係る議案以外の議案に関し行う同意

「十一～二十五 同上」

〔3～9 同上〕
(対内直接投資等の届出の特例に関する事項)

第三条の二 令第三条の二第一項第四号イ及び令第四条の三第一項第四号イに規定する他の法人その他の団体（以下この項において「間接法人等」という。）を通じて間接に保有するものとし

て主務省令で定める法人その他の団体の議決権の数は、当該法人その他の団体の株主若しくは出資者である間接法人等（外国政府等（令第三条の二第一項第三号に規定する外国政府等をいう。第七条第四項第四号において同じ。）の出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

第四項第一号において同じ。）が直接に保有する当該法人その他の団体の議決権の数とする。

3 令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

〔項を加える。〕

二 令第三条の二第一項第四号から第六号までに掲げるものとの契約に基づき、同項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前号に掲げるものを除く。）

三、前号又は本号に掲げるものとの契約に基づき、令第三条の二第一項第四号に規定する外国政府等による情報収集活動に協力するために情報を開示する義務を負うもの（前二号に掲げるものを除く。）

今第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を行つて経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法去律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

〔略〕
令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする

「項を加える。」

5 || 4 ||

会社（発行会社の二分の一以上を所有する会社）の半数以上の投票権を有するもの（以下この項において同じ）とし、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社及びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第三項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。）若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

二三略

四 令第三条の二第二項第三号ロに掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に關し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うことを目的とする対内直接投資等

五 第四項各号に掲げるものが令第三条の二第二項第三号口に掲げる行為を行う場合において

て、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報（発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。）の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのある行為を行うこととする対内直接投資等

「号を加える。

会社（発行会社の子会社であつて対象事業を営むものをいう。以下この号において同じ。）、特定親会社（特定子会社の親会社（会社法第二条第四号に規定する親会社をいい、発行会社並びに外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外國に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第四条の三第二項第一号において同じ。）であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができる他の会社として前条第四項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて対象事業を営むもの（以下この項において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第四条の三第二項第一号において同じ。）である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする対内直接投資等

三三同上

四 令第三条の二第二項第三号口に掲げる行為を行ふ場合において、発行会社等が営む第三項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業に関し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させること又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により提案を行うこととする対内

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。」により提案を行うことを目的とする対内

令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定める事業者は、特定業種に属する事業を

行う者であつて経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項に規定する特定社会基盤事業者であるものとする。

〔略〕
令第三条の二第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

5 || 4 ||

六 第四項各号に掲げるものが令第三条の二第一項第三号に掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の使用人その他の従業者として就労し、若しくは自らの指示により第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者を発行会社等の使用人その他の従業者として就労させること、又は発行会社等の役員若しくは使用者その他の従業者に対し、自ら若しくは第三者において就労することの勧誘をすることを目的とする対内直接投資等

七「十」
〔略〕

(特定取得の届出の特例に関する事項)

第四条の三 〔略〕

2 令第四条の三第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（特定子会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

〔二～七 略〕

(令第六条の五の規定に基づく報告)

第七条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 第六条の二による報告書を提出した後において、次の各号に掲げる変更が生じた場合には、当該変更が生じた日における別紙様式第十九の二による報告書を、当該変更が生じた日から起算して四十五日を経過する日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、一とする。

一 別紙様式第十一の二による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号及び第三号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

二 令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

五「八」
〔同上〕

(特定取得の届出の特例に関する事項)

第四条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

一 特定取得に係る会社（以下この号及び次号において「発行会社」という。）、特定子会社（発行会社の子会社であつて第四条第二項に規定する財務大臣及び事業所管大臣が定める業種に属する事業（以下この項において「特定対象事業」という。）を営むものをいう。）、特定親会社（特定子会社の親会社であつて発行会社以外のものをいう。）又は発行会社が財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社として第四条第三項に規定する他の会社（子会社を除く。）であつて特定対象事業を営むもの（以下この号において「発行会社等」という。）の取締役（当該発行会社等が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。若しくは監査役に新たに就任すること又は第二条第一項第二号イからヌまでに掲げる者（外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合にあつては第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。）を発行会社等の取締役又は監査役に新たに就任させることを目的とする特定取得

〔二～七 同上〕

(令第六条の五の規定に基づく報告)

第七条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 別紙様式第十一の二による報告書を提出したもの（法人等に限る。）（以下この項において「報告者」という。）の株主又は出資者であつてその直接に保有する議決権の数と第三条の二第一項に掲げるものに該当することとなる議決権の数とを合計した議決権の数の当該報告者の総議決権に占める割合又はその所有する株式の数若しくは出資の金額の当該報告者の発行済株式の総数若しくは出資の金額に占める割合のいずれかが百分の十以上であるもの（次号において「報告者の特定株主」という。）に変更がある場合

二 令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものが報告者の特定株主となる場合

五「八」
〔同上〕

(号を加える。)

備考　表中の「」の記載は注記である。

略

〔略〕	<p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p> <p>〔略〕</p>

別表第三（第六条の二関係）

八 報告者が第三条の二第四項各号に掲げるもののいずれかに新たに該当することとなつた場合

九 報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第六項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

十 報告者が第三条の二第六項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

十一・一二 「略」

五

五 同上

四 外国政府等が任命し、若しくは指名しているもの又は外国政府等の役員若しくは使用人その他の従業者が報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものとなる場合

別表第三（第六条の二関係）

六 報告者が今第三条の二第一項第二号から第五号までに掲げるもののいすわかに新たに説明することとなつた場合
「号を加える。」

七 報告者が令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行うもの又は第三条の二第四項各号に掲げるもののいずれか（以下この項において「許認可等金融機関等」という。）に新たに該当することとなつた場合又は該当しないこととなつた場合

八 報告者が第三条の二第四項第一号又は第二号に掲げるものに該当する場合にあつては、当該報告者が他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号及び第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務を新たに行うこととなつた場合又は行わないこととなつた場合

九・十 同上

五 同上

四 外国政府等が任命し、若しくは指名しているもの又は外国政府等の役員若しくは使用人その他の従業者が報告者の役員又は役員で代表する権限を有するものとなる場合

同上

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	<p>外国投資家で令第三条の二第二項第三号イに規定する第一種金融商品取引業を行ふもの及び第三条の二第四項各号に掲げるもの（以下この表において「許認可等金融機関等」という。）、令第三条の二第一項の規定により財務大臣が国の安全等に係る対内直接投資等を行うそれが大きい外国投資家に該当しないものとして認めたもののうち特にそれが大きないと確認されたもの（以下この表において「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの</p>	〔同上〕
		〔同上〕
		〔同上〕

別紙様式第一

根拠法規：対内直接投資等

に関する命令

別紙様式第一を次のように改める。

株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用に関する届出書

年 月 日

 本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。

(宛先)

財務大臣及び事業所管大臣 殿

うち、事前届出業種を所管する大臣

- 内閣総理大臣（警察庁）
 内閣総理大臣（金融庁）
 総務大臣
 厚生労働大臣
 農林水産大臣
 経済産業大臣
 国土交通大臣 殿

(日本銀行経由)

届出者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	職業又は営んで いる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	届出者となる法的根拠 (該当分に○)	イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ 特定組合等 ホ イが役員の過半数を占める本邦法人等 ヘ イ～ホのために取得するもの又は一任運用をするもの	
	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		
事務上の連絡先 (担当者氏名、電話番号及び 電子メールアドレス)			

下記のとおり届出します。

1 発行会社	(1) 名 称			
	(2) 本店の所在地			
	(3) 定款上の事業目的			
	(4) 資本金 総議決権	取得前、一任運用前又は設立時 取得後又は一任運用後	円() 円()	株(口) 株(口)
		取得前、一任運用前又は設立時 取得後又は一任運用後	個 個	
	(5) 外資比率	取得後又は一任運用後の外資比率 (取得前又は一任運用前)	%(%)	
	(6) 事前届出業種に該当する理由			
(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項				
2 取得又は一任運用をしようとする株式等	(1) 上場、非上場等の区分 (該当分に○)	イ 上場銘柄 ロ 店頭売買銘柄 ハ その他		
	(2) 取得又は一任運用の態様 (該当分に○)	イ 設立新株等の取得 ロ 増資新株等の取得 ハ 旧株等の譲受による取得 ニ 設立新株等への一任運用 ホ 増資新株等への一任運用 ヘ 旧株等の譲受による一任運用 ト その他 ()		
		数量 株式	株(口)	
		議決権	個	
	(3) 数量、取得・一任運用価額等	取得価額又は一任運用価額 (一株・口当たり)	円 円)	
	取得後又は一任運用後の出資比率 (取得前又は一任運用前の比率)	%(%)		
	取得後又は一任運用後の議決権比率 (取得前又は一任運用前の比率)	%(%)		
(4) 取得又は一任運用の時期				
(5) 支 払 の 時 期				

(6) 取得又は一任運用の相手方		氏名又は名称	
		住所又は主たる事務所の所在地	
		譲渡数量	
3 取 得 又 的 は 一 任 運 用 の 目	(1) 取得又は一任運用の目的 (該当分に○)	イ 資産運用 口 経営関与 ハ 関係会社の設立又は資金調達の支援 ニ 国内会社との合弁会社の設立 ホ その他 ()	
	(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法		
	(3) 事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性 (該当分に○)	イ あり () 口 なし	
4 第3条の2第1項各号への該当性	対内直接投資等に関する政令	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号	
	□ 上記のいずれにも該当しない		
5 第3条の2第4項各号への該当性	対内直接投資等に関する命令	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	
	□ 上記のいずれにも該当しない		
6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの	氏名又は名称及び 代表者の氏名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	国籍又は設立国		
	職業又は営んで いる事業の内容		
	ウェブページのリンク		
	国有企業等との関係		
	届出者との関係		

7 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んで いる事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	届出者との関係	
	数量	株式 株 議決権 個
	出資比率	%
	議決権比率	%
8 事前届出免除制度による発行 会社の株式等の取得の有無 (該当分に○)	イ あり () ロ なし	
9 その他の事項		

届出受理年 月 日 及び受理番 号	
----------------------------	--

(記入要領)

- 1 届出者が、外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により、法第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をせずに行うことができる対内直接投資等又は特定取得については、本届出書で届け出ることはできない。
- 2 本届出書は、株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本届出書の頭書に記載の題名のうち本届出書により届け出る内容に印を付すこと。
- 3 本届出書により届け出られた内容が特定取得に該当する場合、本届出書の頭書に記載の「本届出書で届け出る内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。
- 4 本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社（以下この記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第2項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 5 「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 6 「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 7 「届出者」欄中「国籍又は設立国」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 8 「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 9 「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「9 その他の事項」欄に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 10 「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 11 「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄について、「発行会社」が設立準備中の場合には、会社の名称にその旨併記すること。

- 12 「1 発行会社」欄中「(4) 資本金 総議決権」欄には、発行会社の総株主の議決権の数が分からぬ場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「2 取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からぬ場合も、同様とする。
- 13 「1 発行会社」欄中「(5) 外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第1項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからぬ場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。
- 14 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第4条の3第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 15 「1 発行会社」欄中「(7) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称」欄から「(6) 事前届出業種に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 16 「2 取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」、「取得価額又は一任運用価額」、「取得後又は一任運用後の出資比率」及び「取得後又は一任運用後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。
- 「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」について、届出者が法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により法第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式、持分又は議決権（議決権行使等権限（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第4項第2号に規定する議決権行使等権限をいう。以下この記入要領において同じ。）に係るもの）を含む。以下この記入要領において「株式等」という。）を保有している場合、当該株式等の数を数量に加えること。
- 「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得価額又は一任運用価額」について、発行会社が上場会社等（法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式の数及び届出者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、令第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び届出者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の実質保有等議決権（令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における届出者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

「(4) 取得又は一任運用の時期」欄について、本届出書受理日において、取得又は一任運用の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における取得又は一任運用の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「(5) 支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から6か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「(6) 取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。

17 「3 取得又は一任運用の目的等」欄中「(1) 取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、取得又は一任運用の目的として「経営関与」と記入すること。「(2) 取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「(3) 事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性」欄において、「イあり」を選択した場合、提案する可能性がある事項の詳細について記入すること。なお、(2)から(3)までの欄は、取得又は一任運用の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

18 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に對して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

- 19 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 20 「6 届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「7 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 21 「7 届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率・議決権比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち届出者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「2 取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該届出者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるものがする一任運用（同条第16項第3号イに掲げる要件を満たすものに限る。）の対象とされる発行会社の株式の数及び当該届出者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち届出者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「(3) 数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）並びに当該株式の数及び当該実質保有等議決権の数の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。
- 22 「8 事前届出免除制度による発行会社の株式等の取得の有無」欄について、届出者が法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項の規定により法第27条第1項又は第28条第1項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等（以下この記入要領において「事前届出免除対内直接投資等」という。）又は特定取得（以下この記入要領において「事前届出免除特定取得」という。）により取得した発行会社の株式等を保有している場合、「イ あり」を選択の上、本届出において届け出る対内直接投資等又は特定取得が、対内直接投資等の場合は令3条の2第2項4号又は対内直接投資等に関する命令第3条の2第7項第1号から第6号まで（第4号については、令第3条の2第2項第3号ロに掲げる行為を行う場合に、第5号及び第6号については、命令第3条の2第4項各号に掲げるものが令第3条の2第2項第3号ロに掲げる行為を行う場合に限る。）に掲げる対内直接投資等（以下この記入要領において「基準違反等を目的とする対内直接投資等」という。）に該当する場合、特定取得の場合は令第4条の3第2項第2号又は対内直接投資等に関する命令第4条の3第2項第1号から第3号までに掲げる特定取得（以下この記入要領において「基準違反等を目的とする特定取得」という。）に該当する場合は、当該事前届出免除対内直接投資等又は事前届出免除特定取得から本届出書受理日の間に、基準違反等を目的とする対内直接投資等又は基準違反等を目的とする特定取得を行うこととなった経済状況の変化その他相当の事由を記載すること。
- 23 本届出書により届け出られた対内直接投資等が令第3条第2項第3号に該当する対内直接投資等である場合には、その旨「9 その他の事項」欄に記入すること。

24 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記入欄（外国為替及び外国貿易法第17条（第17条の3又は第17条の4第1項において準用する場合を含む。）に基づき確認を行う場合に記入を要するものとする。）

為替取引又は電子決済手段等の移転等を行つた年月日	金額	銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等確認欄
.....

（日本産業規格A4）

別紙様式第二中「第3条の2第1項第3号から第5号まで」を「第3条の2第1項第3号から第6号まで」に改める。
 別紙様式第三の1「第3条の2第1項第3号及び第4号」を「第3条の2第1項第3号から第5号まで」又は「第3条の2第1項第3号から第6号まで」に改める。
 別紙様式第三の1から第七の1まで及び別紙様式第七の四中「第3条の2第1項第3号から第5号まで」を「第3条の2第1項第3号から第6号まで」に改める。
 別紙様式第十一の二を次のように改める。

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得
又は株式への一任運用に関する報告書

年 月 日

本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。

(宛先)

財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前届出業種を所管する大臣
 内閣總理大臣（警察庁）
 内閣總理大臣（金融庁）
 総務大臣
 厚生労働大臣
 農林水産大臣
 経済産業大臣
 国土交通大臣 殿
 (日本銀行経由)

責任者の氏名	
氏名又は名称及び 代表者の氏名	
住所又は主たる 事務所の所在地	国籍又 は 設立国
職業又は當んで いる事業の内容	
ウェブページのリンク	
報告者となる法的根拠 (該当分に○)	報告者となる法的根拠 (該当分に○)
代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名	代理人 氏名又は名称及び 代表者の氏名
住所又は主たる 事務所の所在地	住所又は主たる 事務所の所在地
事務上の連絡先(担当者 氏名、電話番号及び電子 メールアドレス)	事務上の連絡先(担当者 氏名、電話番号及び電子 メールアドレス)

下記のとおり報告します。

1 発 行 会 社	(1) 名称及び証券コード		
	(2) 本店の所在地		
	(3) 定款上の事業目的		
	(4) 資本金	取得前、一任運用前又は設立時 取得後又は一任運用後	円(株(口)) 円(株(口))
	(5) 事前届出業種に該当する理由		
	(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項		
2 し た 取 得 株 又 は 一 持 分 一 任 運 用 を	(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等	取得後又は一任運用後の出資比率 (取得前又は一任運用前の比率)	%
		取得後又は一任運用後の議決権比率 (取得前又は一任運用前の比率)	%
	(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等	出資比率 議決権比率	%
(3) 取得年月日			
3 基 準 の 遵 守 等 に 関 す る 誓 約	報告者は、外国為替及び外国貿易法第27条の2第1項又は法第28条の2第1項に定める以下の基準のうち印を付けてものを、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。		
	<input type="checkbox"/> 基準告示第2条第1号 <input type="checkbox"/> 同第2条第2号 <input type="checkbox"/> 同第2条第3号		
	(発行会社(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等に限る。)が、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が許認可等金融機関等以外の場合)		
	報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。		
<input type="checkbox"/> 基準告示第2条第4号			
(発行会社(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等に限る。)が、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件(告示)別表に掲げる業種を営む会社の場合であって、かつ、報告者が対内直接投資等に関する命令第3条の2第4項各号に規定する外国投資家である場合)			
報告者は下記の印を付けた基準を、本報告書において報告する株式等の取得日から本報告書受理日までにおいて遵守しており、同日以降において遵守することを誓約します。			
<input type="checkbox"/> 基準告示第2条第5号 <input type="checkbox"/> 同第2条第6号			

4 に 関 報 す 告 る 者 事 の 項 属 性	<input type="checkbox"/> 報告者の属性及び許認可等金融機関等の属性については、別紙のとおりです。 <input type="checkbox"/> 「6 報告者の属性」及び「7 許認可等金融機関等の属性」に記載の事項については、前回報告時点 (年 月 日付) から変更がないため、別紙を省略します。
5 の 事 そ 項 の 他	

別紙

(1) 報告者の事業方針等に影 響を及ぼすもの	氏名又は名称及び 代表者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	
	国籍又は設立国	
	職業又は営んでいる 事業の内容	
	ウェブページのリンク	
	国有企业等との関係	
	報告者との関係	

6 報告者の属性	(2) 特定株主等	
	(3) 役員構成	
	(4) 要件該当性	<input type="checkbox"/> 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する政令第3条の2第1項各号に規定する要件に該当しません。 <input type="checkbox"/> 本報告書で報告する発行会社の株式等の取得時点において、対内直接投資等に関する命令第3条の2第4項各号に規定する要件に該当しません。

7 許 認 可 等 金 融 機 関 等 の 属 性	(1) 許認可等金融機関等 の種類等	<input type="checkbox"/> 対内直接投資等に関する政令第3条の2第2項第3号イ又は対内直接投資等に 関する命令第3条の2第6項第1号 (第一種金融商品取引業者) <input type="checkbox"/> 同項第2号 (運用会社) <input type="checkbox"/> 同項第3号 (投資法人) <input type="checkbox"/> 同項第4号 (銀行) <input type="checkbox"/> 同項第5号 (保険会社) <input type="checkbox"/> 同項第6号 (運用型信託会社) <input type="checkbox"/> 同項第7号 (高速取引行為者) <input type="checkbox"/> 投資銀行業務等を行っています。
	(2) 監督を受けている監督官 庁の所在国及び監督官庁 の名称 (英語表記)	
	(3) 許認可等の根拠となる法 令の名称 (英語表記)	

(記入要領)

- 1 本報告書は、株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得又は株式への一任運用の別に記入すること。この場合において、本報告書の頭書に記載の題名のうち本報告書により報告する内容に印を付すこと。
- 2 本報告書により報告する内容が特定取得に該当する場合、本報告書の頭書に記載の「本報告書で報告する内容は特定取得に該当します。」欄に印を付すこと。
- 3 発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合において、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とすること。
発行会社が上場会社等である場合において出資比率又は議決権比率のいずれかが10%以上となるとき又は発行会社が上場会社等以外の会社である場合は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、発行会社及び発行会社の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）又は対内直接投資等に関する命令第3条第4項に規定する他の会社（以下の記入要領において「連結子会社等」という。）が営む事前届出業種（対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第1及び別表第2に掲げる業種又は別表第1から別表第3までのいずれにも掲げられていない業種を、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第3条第1項及び第4条第2項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種をいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記すること。
- 4 「責任者の氏名」には、報告の提出について授權された者の氏名を記入すること。
- 5 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 6 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

- 7 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。
- 8 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 9 「報告者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。該当するウェブサイトが存在しない場合には「該当なし」と記入すること。「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。
- 10 「報告者」欄中「報告者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を「5 その他の事項」欄に記入すること。
- 11 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 12 「1 発行会社」欄中「(1) 名称及び証券コード」欄について、発行会社が上場会社等である場合において、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄に記載された「取得後又は一任運用後の出資比率」又は「取得後又は一任運用後の議決権比率」と「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄に記載された出資比率又は議決権比率の合計のいずれもが10%未満となるときは、証券コードを記載することで、「1 発行会社」欄中「(2) 本店の所在地」から「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」までの記載を省略することができる。
- 13 「1 発行会社」欄中「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第4条の3第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。
- 14 「1 発行会社」欄中「(6) 事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む発行会社の連結子会社等を発行会社とした場合に「1 発行会社」欄中「(1) 名称及び証券コード」欄から「(5) 事前届出業種に該当する理由」欄（「(3) 定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。
- 15 「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄の「取得後又は一任運用後の出資比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び報告者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有する発行会社の実質保有等議決権（令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式又は持分の取得を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、報告者が本報告書において報告する取得の後において保有することとなる発行会社の議決権数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告する場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における報告者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

- 16 「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(2) 取得等時に報告者と特別の関係にあるものが所有又は一任運用をする同一発行会社の出資比率等」欄は、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「出資比率」及び「議決権比率」欄については、報告者が本報告書により発行会社の株式、議決権、議決権行使等権限又は共同議決権行使同意の取得を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるもの（報告者を令第2条第19項第1号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該保有者と特別の関係にあるものが保有する発行会社の実質保有等議決権の数（議決権のうち保有者が保有する発行会社の実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入し、報告者が本報告書により発行会社の株式への一任運用を報告するときにあつては、報告者と特別の関係にあるものが所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち報告者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該報告者と特別の関係にあるものの実質保有等議決権の数（議決権のうち報告者が保有する実質保有等議決権（すなわち、「2 取得又は一任運用をした株式（持分）」欄中「(1) 取得後又は一任運用後の出資比率及び議決権比率等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」の対象とする実質保有等議決権）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）の当該発行会社の発行済株式の総数及び総議決権に占める割合を記入すること。
- 17 「3 基準の遵守等に関する誓約」では、報告者が基準告示（対内直接投資等の場合には外国為替及び外国貿易法第27条の2第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（告示）、特定取得の場合には外国為替及び外国貿易法第28条の2第1項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国に安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件（告示）をいう。以下この記入要領において同じ。）に定める基準を遵守することを誓約する場合に、基準告示第2条第1号から第3号までの各事項に印を付すこと。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が許認可等金融機関等（令第3条の2第2項第3号イ及び対内直接投資等に関する命令第3条の2第6項各号に掲げるものをいう。）以外の場合は、基準告示第2条第4号についても印を付けて誓約すること。また、発行会社が上場会社等の場合で、かつ、対内直接投資等に関する命令第3条の2第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表に掲げる業種を営む会社の場合において、報告者が命令第3条の2第4項各号に規定する外国投資家である場合は、基準告示第2条第5号及び第6号についても印を付けて誓約すること。

- 18 「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、報告者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、報告者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。
また、報告者が特定組合等（法第26条第1項第4号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。報告者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。
- 19 「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、報告者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第3条の2第1項第3号から第6号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。
- 20 「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「報告者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。
- 21 「6 報告者の属性」欄中「(2) 特定株主等」欄では、報告者の直接の株主（出資比率又は議決権比率が10%以上となるもの又は会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有しているものに限る。）又は報告者による議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの（「6 報告者の属性」欄中「(1) 報告者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄に記載するものを除く。）（以下この記入要領において「特定株主等」という。）について、当該株主ごとに議決権比率、氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地、国籍又は設立国、職業又は営んでいる事業の内容、ウェブページのリンク及び国有企業等との関係を記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は当該場所、会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式又はこれに相当するものを所有している場合はその旨、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有している場合はその旨も併記すること。
- 22 「6 報告者の属性」欄中「(3) 役員構成」欄では、報告者の役員（法第26条第1項第5号に規定するものをいう。）の氏名、現在の職業、住所及び国籍を記載すること。役員で代表する権限を有するものである場合は、その旨明記すること。
- 23 「7 許認可等金融機関等の属性」欄中「(1) 許認可等金融機関等の種類等」欄では、報告者が令第3条の2第2項第3号イ又は対内直接投資等に関する命令第3条の2第6項各号に掲げるものに該当する場合に該当する箇所に印を付けるほか、同項第1号又は第4号に掲げるものに該当する場合において、投資銀行業務等（金融商品取引法第28条第1項第3号若しくは第35条第1項第11号及び第12号に掲げる業務又はこれらに相当する業務をいう。）を行う場合には、「投資銀行業務等を行っています。」欄に印を付けること。
- 24 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）

別紙様式第十九の二

根拠法規：対内直接投資等
に関する命令

株式、持分、議決権、議決権行使等権限若しくは共同議決権行使同意の取得
又は株式への一任運用に関する変更報告書

年 月 日

(宛先)

財務大臣及び事業所管大臣 殿
 うち、事前届出業種を所管する大臣
内閣総理大臣（警察庁）
内閣総理大臣（金融庁）
総務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣 殿
 (日本銀行経由)

別紙様式第十九の二を次のように改める。

報告者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地	国籍又は 設立国	
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	責任者の氏名	
	住所又は主たる 事務所の所在地		
	事務上の連絡先 (担当者氏名、電話 番号及び電子メール アドレス)		

下記のとおり報告します。

1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日			
2 変更の内容等	(1) 変更の内容 (該当分に○)	イ 特定株主の変更 (対内直接投資等に関する命令第7条第4項第1号)	ロ 国有企業等の特定株主への追加 (同項第2号)
		ハ 第3条の2第4項各号に該当するものの特定株主への追加 (第7条第4項第3号)	ニ 役員又は代表取締役の3分の1の国籍変更 (同項第4号)
	(2) 変更内容の詳細	ホ 外国政府等関係者等の役員への追加 (同項第5号)	ヘ 最終親会社等の変更 (同項第6号)
		ト 国有企業等への該当 (同項第7号)	チ 第3条の2第4項各号への該当 (第7条第4項第8号)
		リ 許認可等金融機関等への該当性の変更 (同項第9号)	ヌ 投資銀行業務等の開始・停止 (同項第10号)
		ル 許認可等金融機関等の監督機関の変更 (同項第11号)	ヲ 許認可等金融機関等の許認可等の根拠法令の変更 (同項第12号)
		変更前	変更後
(2) 変更内容の詳細			
3 変更が生じた理由			
4 変更が生じた年月日			
5 その他の事項			

(記入要領)

- 1 本報告書は、「1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の宛先と同じ宛先を記載とすること。
- 2 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 4 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 5 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 6 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。
- 7 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「2 変更の内容等」欄中「(2) 変更内容の詳細」欄では、「1 変更報告の対象となる報告書の提出年月日」欄において特定した報告書の記載が「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由が発生したことにより変更が生ずる場合において、かかる変更について記載すること。
- 9 「3 変更が生じた理由」欄は、「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由

1	が発生した理由を記載すること。不知の場合はその旨記載すること。
2	10 「4 変更が生じた年月日」欄は、「2 変更の内容等」欄中「(1) 変更の内容」欄記載の事由が発生した日を記載すること。
3	11 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。
	(日本産業規格A4)
1 (施行期日) この命令は、 令和七年五月十九日から施行する。 (経過措置)	
2 この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令(次項において「新命令」という。)の規定は、この命令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に行う外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十六条第二項に規定する対内直接投資等(以下この項において「対内直接投資等」という。)又は同条第三項に規定する特定取得(以下この項において「特定取得」という。)について適用し、施行日前に行つた対内直接投資等及び特定取得については、なお従前の例による。	
3 新命令別紙様式第一、第三から第七の二まで及び第七の四による届出書並びに新命令別紙様式第十一の二及び第十九の二による報告書については、当分の間、この命令による改正前の対内直接投資等に関する命令(以下この項において「旧命令」という。)別紙様式第一、第三から第七の二まで及び第七の四による届出書並びに旧命令別紙様式第十一の二及び第十九の二による報告書を取り繕い使用することができる。	

法規的告示

○文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省 告示第五号

外國為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条の二第一項の規定に基づき、外國為替及び外國貿易法第二十七条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準を定める件（令和二年四月文部科学省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、環境省 告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月四日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上 誠一郎
財務大臣 加藤 勝信
文部科学大臣 阿部 俊子
厚生労働大臣 福岡 資麿
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 武藤 容治
国土交通大臣 中野 洋昌
環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改	正	後
（定義）	第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第一条 同上	（定義）

〔一八 略〕

〔一八 同上〕

九 秘密技術関連情報 発行会社等の対象事業を営む部門において秘密として管理

されている、技術、技術に関する研究開発の成果、生産方法、部品供給元その他の対象事業に係る技術又はシステムに連する情報（発行会社等の役員（法第二十六条第一項第五号に規定する役員を除く。以下この号及び次条において同じ。）に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報情報を除く。）をいう。

〔十一 略〕

十二 特定業種 令第三条の二第二項第三号に規定する特定業種をいう。

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）
第二条 法第二十七条の二第一項の規定により法第二十七条第一項の規定による届出をせずに対内直接投資等を行つた法第二十七条の二第一項に規定する外國投資家が遵守しなければならない基準は、次のとおりとする。

一 外國投資家は、当該対内直接投資等に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である

場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外國投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であつて、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合は、外國投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二 外國投資家は、令第三条の二第二項第三号に掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に關し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指

（対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準）
第二条 同上

一 外國投資家は、当該対内直接投資等に係る発行会社等の取締役（当該発行会社等が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である

場合にあつては、業務を執行する社員又は業務を執行する社員の職務を行うべき者をいう。以下この号において同じ。）若しくは監査役に就任し、又は命令第二条第一項第一号イからトまでに掲げる者（自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、同項第二号イからヌまでに掲げる者を含み、外國投資家が令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものに該当する場合であつて、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合は、外國投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。）。

二 外國投資家は、令第三条の二第二項第三号に掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む同号に規定する国（の安全等に係る対内直接投資等に該当するおそれがあるものに係る業種（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げ

る業種をいう。）に属する事業に關し、当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に対し、自ら若しくはその指

定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録（電子的方式、磁該発行会社等の取締役会若しくは重要な

気の方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいつ)により提案してはならない。

五|| 命令第三条の二第四項各号に規定する外国投資家にあつては、令第三条の二第二項第三号口に掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、非公開情報、発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。)の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行つてはならない。

イ 非公開情報であることを知りながら、当該情報を取得すること(発行会社等が自主的に提供した場合であつて、その提供を受けた目的及び条件の範囲内で当該情報が利用される場合を除く。)

ロ 非公開情報であることを知りながら、当該情報の自己又は第三者への開示を提案すること

ハ 非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他のこれらに準ずるものへの変更を提案することと(1)から(3)までに掲げる要件のいず

意意思決定の権限を有する委員会に出席し、若しくは自らが指定する者を出席させてはならず、又は当該発行会社等の取締役会若しくは重要な意思決定の権限を有する委員会若しくはそれらの構成員に對し、自ら若しくはその指定する者を通じて期限を付して、当該発行会社等の回答若しくは行動を求めて書面若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいつ)により提案してはならない。

〔号を加える。〕

れにも該当することが客観的に明らかである場合又はロに掲げる行為に該当する場合を除く。)

(1) 法令又は当該発行会社等が一方の当事者となる契約その他の取決めに違反しないこと

(2) イ又はロに掲げる行為を行うことを容易にしないこと

(3) 非公開情報の管理を強化すること

六|| 命令第三条の二第四項各号に規定する

外国投資家にあつては、令第三条の二第二項第三号口に掲げる行為を行う場合において、発行会社等が営む特定業種に属する事業に関し、発行会社等の役員に係る就業条件、報酬その他の役員に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く。以下同じ。)の取得その他の当該情報の流出につながるおそれのあるものとして次に掲げる行為を行つてはならない。

イ 非公開情報であることを知りながら、当該情報を取得すること(発行会社等が自主的に提供した場合であつて、その提供を受けた目的及び条件の範囲内で当該情報が利用される場合を除く。)

ロ 非公開情報であることを知りながら、当該情報の自己又は第三者への開示を提案すること

ハ 非公開情報の管理に関する発行会社等の社内規則、取決め、契約その他のこれらに準ずるものへの変更を提案することと(1)から(3)までに掲げる要件のいず

〔号を加える。〕

(対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないための基準の例)

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条

の規定に反しないものとする。

〔一・二 略〕

三 金融商品取引業者のうち金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務又は同法第二十九条の四の四第八項に規定する非上場有価証券特例仲介等業務のみを行うものを除く。以下同じ)を行うもの若しくは銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行又はこれらの

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

〔一・二 同上〕

三 金融商品取引業者のうち金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。以下同じ)を行うもの若しくは銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行又はこれらの

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

〔一・二 同上〕

三 金融商品取引業者のうち金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。以下同じ)を行うもの若しくは銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行又はこれらの

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

〔一・二 同上〕

三 金融商品取引業者のうち金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(同条第八項に規定する有価証券関連業を行うものに限り、同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。以下同じ)を行うもの若しくは銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行又はこれらの

可等又はこれに相当するものをいう。)を受けて第一種金融商品取引業若しくは銀行業(銀行法第二条第二項に規定する銀行業第十八号)第二条第三号に規定する許認可等(行政手続法(平成五年法律第十八号)第二条第一項第一号に掲げる行為を行なうもの)に類する事業を営むもので、かつ、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第七十条の四第一項第二号に掲げる措置と同様の措置(次号において「利益相反管理のための措置」という。)を講じなければならぬとされているもの(以下「第一種金融商品取引業者等」という。)が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等が主的に提供する秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が主に提供する秘密技術関連情報の取得する場合(前条第三号イ及びロ)第一種金融商品取引業者等であつて、他のもの(他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務(以下この号において「投資銀行業務等」という。)を行う場合における当該他のものを除く。)又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれららの行為に相当する行為を行う部門(投資銀行業務等を行う上場会社等以外の会社の有価証券(同法第二条第一項に規定する有価証券をいわう。以下この号において同じ。)の保有及び売買を行うものであつて自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門(以下この号において「自己勘定投資部門」という。)がこれ

第八十八号) 第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。) を受けて第一種金融商品取引業若しくは銀行業(銀行法第一条第二項に規定する銀行業のうち同項第一号に掲げる行為を行わないものを除く。)に類する事業を営むもので、かつ、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第七十条の四第一項第二号に掲げる措置と同等の措置(次号において「利益相反管理のための措置」という。)を講じなければならないとされているもの(次号において「第一種金融商品取引業者等」という。)が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報の報を取得する場合 前条第三号イ及びロ

らの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く資銀行部門又は自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る)。第六号において同じ)に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対し秘密技術関連情報を自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合(他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等(同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く)第六号において同じ)に關して行う提案に限る)及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合(前号に掲げる場合を除く)前条第三号イ及びロ第一種金融商品取引業者等が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の非公開情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する非公開情報(前号に掲げる場合を除く)前条第五号イ及びロ第一種金融商品取引業者等であつて、他のもの(他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務(以下この号において「投資銀行業務等」という)を行う場合における当該他のものを除く)又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門に非公開情報を提供しな

「号を加える。」

「号を加える

らの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く資銀行部門又は自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る)。第六号において同じ)に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対し秘密技術関連情報を自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合(他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等(同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く)第六号において同じ)に關して行う提案に限る)及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合(前号に掲げる場合を除く)前条第三号イ及びロ第一種金融商品取引業者等が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の非公開情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する非公開情報(前号に掲げる場合を除く)前条第五号イ及びロ第一種金融商品取引業者等であつて、他のもの(他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務(以下この号において「投資銀行業務等」という)を行う場合における当該他のものを除く)又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門に非公開情報を提供しな

イから又までに掲げる者を含み、外国投資家が令第三条の二第一項第三号から第六号までに掲げるものに該当する場合であつて、自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、命令第二条第一項第三号イ及びロに掲げる者を含む。)を発行会社等の取締役若しくは監査役に就任させてはならない(外国投資家が自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合以外にあつては、会社法第三百四条の規定に基づき、株主総会において提出された議案に係る場合を除く。)。

第三条 略

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

〔二・三 略〕

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

〔二・三 同上〕

第四 第一種金融商品取引業者等であつて、他のもの(他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二条号に掲げる業務又はこれらに相当する業務(以下この号において「投資銀行業務等」という。)を行う場合における当該他のものを除く。)又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十

八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行ふ部門(投資銀行業務等を行ふ部門(以下この号において「投資銀行部門」という。)又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券(同法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の保有及び売買を行うものであつて自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門(以下この号において「自己勘定投資部門」という。)がこれらの行為の

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

〔二・三 同上〕

第四 第一種金融商品取引業者等であつて、他のもの(他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二条号に掲げる業務若しくはこれらに相当する業務(以下この号において「投資銀行業務等」という。)を行う場合における当該他のものを除く。)又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十

八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行ふ部門(投資銀行業務等を行ふ部門(以下この号において「投資銀行部門」という。)又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券(同法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の保有及び売買を行うものであつて自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門(以下この号において「自己勘定投資部門」という。)がこれらの行為の

第三条 次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じた前条の規定に反しないものとする。

〔二・三 同上〕

第四 第一種金融商品取引業者等であつて、他のもの(他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二条号に掲げる業務若しくはこれらに相当する業務(以下この号において「投資銀行業務等」という。)を行う場合における当該他のものを除く。)又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十

八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行ふ部門(投資銀行業務等を行ふ部門(以下この号において「投資銀行部門」という。)又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券(同法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の保有及び売買を行うものであつて自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門(以下この号において「自己勘定投資部門」という。)がこれらの行為の

一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く(自己勘定投資部門がこれらの行為の一部を行う場合にあっては、投資銀行部門及び自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じて行う場合に限る。)に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じて行うものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合(他のものの依頼を受けた投資銀行部門を通じて投資銀行業務等(同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。)に開して行う提案に限る。)及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合(前号に掲げる場合を除く。)前条第三号イ及びロ

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和七年五月十九日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の外国為替及び外國貿易法第二十八条の二第一項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないための基準を定める件の規定は、この告示の適用の日(以下この項において「適用日」という。以後に行う外国為替及び外國貿易法第二十六条第三項に規定する特定取得(以下この項において「特定取得」という。)について適用し、適用日前に行つた特定取得については、なお従前の例による。

○ 財務省告示第九十九号

財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和七年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならぬ経費を別表のよう定め、令和七年四月一日から適用する。

ただし、令和六年度において支出負担行為の実施計画につき既に財務大臣の承認を経た経費及び令和七度における予備費用に係る経費を除く。

令和七年四月四日

別表

1 一般会計

(1) 歳出予算(繰越経費を含む。)

所 管	組 織	項
内閣府	内閣本府	アイヌ政策推進費のうち アイヌ政策推進交付金 地方創生支援費のうち 新しい地方経済・生活環境創生交付金 地方創生基盤整備事業推進費 沖縄振興交付金事業推進費 沖縄振興特定事業推進費 沖縄北部連携促進特別振興事業費のうち 沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金 沖縄教育振興事業費 沖縄開発事業費 沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費 航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計 へ繰入 地方創生推進費 児童福祉施設等整備費のうち 就学前教育・保育施設整備交付金 次世代育成支援対策施設整備交付金 情報通信技術利用環境整備費のうち 放送ネットワーク整備支援事業費補助金 電波利用料財源電波監視等実施費のうち 無線システム普及支援事業費等補助金 消防防災体制等整備費のうち 消防防災施設整備費補助金 分野別外交費のうち 安全保障能力強化等援助費 経済協力費のうち 政府開発援助経済開発等援助費 高等教育振興費のうち 国立大学改革・研究基盤強化推進補助金 私立学校振興費のうち 私立大学等経常費補助金 私立高等学校等経常費助成費補助金 私立学校施設整備費補助金 私立大学等研究推進費補助金
総務省	総務本省	
外務省	外務本省	
文部科学省	文部科学本省	

ス ポ ー ツ 庁	文 化 庁	国立大学法人施設整備費 公立文教施設整備費のうち 部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金 公立学校施設整備費負担金 公立諸学校建物其他災害復旧費負担金 学校施設環境改善交付金 私立学校振興費 文化財保存事業費のうち 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 国宝重要文化財等防災施設整備費補助金 史跡等購入費補助金 医療提供体制基盤整備費のうち 医療施設等施設整備費補助金 医療介護提供体制改革推進交付金 医療提供体制施設整備交付金 保健衛生施設整備費 社会福祉施設整備費 障害保健福祉費のうち 心神喪失者等医療觀察法指定入院医療機関施設整備費負担金 介護保険制度運営推進費のうち 医療介護提供体制改革推進交付金 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 国立ハンセン病療養所施設費のうち 施設整備費 農林水産物・食品輸出促進対策費のうち 農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金 食料安全保障確立対策費のうち 食料安全保障確立対策整備交付金 担い手育成・確保等対策費のうち 担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金 農地集積・集約化等対策費のうち 農地集積・集約化等対策整備交付金 農業生産基盤整備推進費のうち 特殊自然災害対策整備費補助金 農業水利施設保全管理整備交付金 海岸事業費
厚生労働省	厚生労働本省	
農林水産省	農林水産本省	

経済産業省	経済産業本省	国産農産物生産基盤強化等対策費のうち 新基本計画実装・農業構造転換支援地方公共団体整備費補助金 牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費のうち 牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策整備交付金 農業・食品産業強化対策費のうち 農業・食品産業強化対策整備交付金 農林水産業環境政策推進費のうち 農林水産業環境政策推進整備交付金 農業農村整備事業費 農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入 農山漁村活性化対策費のうち 農山漁村活性化対策整備交付金 農山漁村情報通信環境整備交付金 農山漁村地域整備事業費 風水害等対策費 農業施設災害復旧事業費 農業施設災害関連事業費 治山事業費 森林整備事業費のうち 森林環境保全整備事業費 森林整備事業調査費 森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 後進地域特例法適用団体補助率差額 美しい森林づくり基盤整備交付金 森林整備・林業等振興対策費のうち 森林整備・林業等振興整備交付金 山林施設災害復旧事業費 山林施設災害関連事業費 漁村活性化対策費のうち 漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金 海岸事業費 水産業強化対策費のうち 水産業強化対策整備交付金 水産基盤整備費 漁港施設災害復旧事業費 漁港施設災害関連事業費 工業用水道事業費 産業保安確保費のうち 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	国土交通省	国土交通本省	住宅対策事業費 住宅対策諸費のうち 住宅建設事業調査費 港湾環境整備事業費 道路環境改善事業費 水資源開発事業費 国営公園等事業費 都市水環境整備事業費 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費 水道施設整備費 下水道事業費 市街地防災事業費 住宅防災事業費 都市公園防災事業費 下水道防災事業費 河川整備事業費 多目的ダム建設事業費 総合流域防災事業費 砂防事業費 防災・減災対策等強化事業推進費 海岸事業費 鉄道安全対策事業費 道路交通安全対策事業費 港湾事業費 地域連携道路事業費のうち 地域連携道路事業費 營繕宿舎費 道路調査費 地域連携道路事業費補助 高速道路連結部整備事業費補助 高速道路自動車駐車場整備事業費補助 道路調査費補助 後進地域特例法適用団体補助率差額 特定連絡道路工事資金貸付金 整備新幹線建設推進高度化等事業費 整備新幹線整備事業費 航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入 航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入 航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入
林野庁	水産庁	森林整備事業費のうち 森林環境保全整備事業費 森林整備事業調査費 森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 後進地域特例法適用団体補助率差額 美しい森林づくり基盤整備交付金 森林整備・林業等振興対策費のうち 森林整備・林業等振興整備交付金 山林施設災害復旧事業費 山林施設災害関連事業費 漁村活性化対策費のうち 漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金 海岸事業費 水産業強化対策費のうち 水産業強化対策整備交付金 水産基盤整備費 漁港施設災害復旧事業費 漁港施設災害関連事業費 工業用水道事業費 産業保安確保費のうち 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金	国土交通省	国土交通本省	森林整備事業費のうち 森林環境保全整備事業費 森林整備事業調査費 森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 後進地域特例法適用団体補助率差額 美しい森林づくり基盤整備交付金 森林整備・林業等振興対策費のうち 森林整備・林業等振興整備交付金 山林施設災害復旧事業費 山林施設災害関連事業費 漁村活性化対策費のうち 漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金 海岸事業費 水産業強化対策費のうち 水産業強化対策整備交付金 水産基盤整備費 漁港施設災害復旧事業費 漁港施設災害関連事業費 工業用水道事業費 産業保安確保費のうち 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金

環境省	海上保安庁	環境本省	都市再生・地域再生整備事業費のうち 都市開発事業調査費 都市構造再編集中支援事業費補助 市街地再開発事業費補助 都市再生推進事業費補助 都市開発資金貸付金 鉄道網整備事業費 都市・地域交通整備事業費 道路交通円滑化事業費 社会资本整備円滑化地籍整備事業費 社会资本総合整備事業費 官民連携基盤整備推進調査費 離島振興費のうち 小笠原諸島振興開発事業費補助 離島振興事業費 北海道開発事業費 北海道特定特別総合開発事業推進費 官庁營繕費のうち 施設整備費 河川等災害復旧事業費 住宅施設災害復旧事業費 鉄道施設災害復旧事業費 河川等災害関連事業費 船舶交通安全基盤整備事業費 船舶交通安全基盤災害復旧事業費 資源循環政策推進費のうち 廃棄物処理施設整備交付金 廃棄物処理施設整備費 環境保全施設整備費のうち 施設整備費 環境保全施設整備交付金 自然公園等事業費 廃棄物処理施設災害復旧事業費 防衛力基盤強化推進費のうち 装備品取得等業務効率化推進費 公務員宿舎施設費 提供施設等整備費 不動産購入費 障害防止対策事業費補助金 教育施設等騒音防止対策事業費補助金	防衛装備庁	施設周辺整備助成補助金 道路改修等事業費補助金 施設周辺整備統合事業費補助金 再編推進事業費補助金 特定防衛施設周辺整備調整交付金 移転等補償金 施設運営等関連補償費 防衛力基盤強化施設整備費のうち 施設整備費 公務員宿舎施設費 不動産購入費 武器車両等整備費のうち 武器購入費 通信機器購入費 車両購入費 弾薬購入費 諸器材購入費 艦船整備費のうち 艦船修理費 艦船建造費のうち 艦艇建造費 支援船建造費 航空機整備費 在日米軍等駐留関連諸費のうち 提供施設等整備費 提供施設移設整備費 合衆国軍隊特別協定訓練資機材調達費支出金 防衛力基盤強化推進費のうち 試作品費 装備品安定製造等確保事業費 防衛技術研究開発委託費 防衛イノベーション科学技術実証型研究委託費 防衛技術研究開発補助金 防衛力基盤強化施設整備費のうち 施設整備費
			(2) 繼続費（繰越経費を含む。）		
防衛省	防衛本省	所管	組織	項目	
	防衛省	防衛本省		令和3年度潜水艦建造費 令和4年度甲V型警備艦建造費 令和4年度潜水艦建造費	

令和5年度甲V型警備艦建造費
令和5年度潜水艦建造費
令和6年度甲V型警備艦建造費
令和6年度甲VI型警備艦建造費
令和6年度潜水艦建造費
令和7年度甲V型警備艦建造費
令和7年度潜水艦建造費

(3) 国庫債務負担行為

所管	組織	事項
内閣府	内閣本府	沖縄公立学校施設整備費負担 沖縄堰堤維持 沖縄堰堤公物管理補助業務 沖縄地域連携道路事業 沖縄道路整備事業発注者支援業務 沖縄道路交通円滑化事業 沖縄道路維持 沖縄道路公物管理補助業務 民間資金等活用沖縄無電柱化推進等事業 沖縄道路修繕事業 沖縄港湾改修事業 競争導入公共サービス沖縄港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務 沖縄道路交通安全施設等整備事業 沖縄交通事故重点対策道路事業 沖縄無電柱化推進事業 沖縄かんがい排水事業 沖縄水産基盤整備事業費補助 経済開発等援助
外務省 文部科学省	外務本省 文部科学本省	国立大学法人施設整備費補助 公立学校施設整備費負担
農林水産省	農林水産本省	海岸保全施設整備事業 競争導入公共サービス土地改良事業現場技術業務 かんがい排水事業 農業水利施設管理 農業水利施設管理業務 農用地再編整備事業 総合農地防災事業 農業競争力強化基盤整備事業費補助 農村整備事業費補助 農村地域防災減災事業費補助

国土交通省	林野庁 水産庁 国土交通本省	国有林野内治山事業 治山事業費補助 森林環境保全整備事業 国有林野地ごしらえ・植栽等事業 国有林間伐等事業 森林環境保全整備事業費補助 水産物供給基盤整備事業費補助 港湾廃棄物処理施設整備事業費補助 沿道環境改善事業 道路整備事業等発注者支援業務 無電柱化推進事業 民間資金等活用無電柱化推進等事業 現場事務所等營繕 無電柱化推進事業費補助 国営公園等整備 国営公園等事業発注者支援業務 国営公園等維持管理 国際園芸博覧会政府出展事業 都市公園事業費補助 総合水系環境整備事業 治水事業等発注者支援業務 河川都市基盤整備事業 河川改修事業 治水事業用地補償総合技術業務 車両管理業務 河川維持修繕 河川等公物管理補助業務 建設機械購入 堰堤維持 河川総合開発事業 流況調整河川事業 河川工作物関連応急対策事業 堰堤改良事業 特定洪水対策等推進事業費補助 特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助 多目的ダム建設事業 総合流域防災対策事業 砂防事業 地すべり対策事業
-------	----------------------	---

砂防管理	競争導入公共サービス離島港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
特定緊急砂防事業	離島かんがい排水事業
特定土砂災害対策推進事業費補助	競争導入公共サービス離島土地改良事業現場技術業務
海岸保全施設整備事業	離島海岸保全施設整備事業費補助
海岸事業発注者支援業務	離島治山事業費補助
競争導入公共サービス海岸事業港湾情報処理システム等機能提供業務	離島道路更新防災等対策事業費補助
海岸維持管理	離島港湾改修事業費補助
海岸保全施設整備事業費補助	離島水産基盤整備事業費補助
道路更新防災対策事業	北海道海岸保全施設整備事業
道路維持	北海道海岸事業発注者支援業務
道路除雪	北海道国有林野内治山事業
道路公物管理補助業務	北海道河川改修事業
民間資金等活用交通連携道路等事業	北海道治水事業発注者支援業務
民間資金等活用道路修繕等事業	北海道河川維持修繕
道路修繕事業	北海道河川等公物管理補助業務
雪寒地域道路交通確保事業	北海道堰堤維持
交通連携道路事業	北海道河川総合開発事業
道路交通安全施設等整備事業	北海道河川工作物関連応急対策事業
交通事故重点対策道路事業	石狩川幾春別川総合開発建設工事
道路更新防災等対策事業費補助	北海道堰堤改良事業
交通連携道路事業費補助	北海道砂防事業
道路交通安全施設等整備事業費補助	北海道道路更新防災対策事業
港湾改修事業	北海道道路整備事業発注者支援業務
港湾整備事業等発注者支援業務	北海道地域連携道路事業
競争導入公共サービス港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務	北海道道路交通円滑化事業
港湾作業船建造	北海道道路維持
港湾作業船整備	北海道道路除雪
特定離島港湾施設整備事業	北海道道路公物管理補助業務
特定離島港湾施設整備事業発注者支援業務	民間資金等活用北海道無電柱化推進等事業
競争導入公共サービス特定離島港湾施設整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務	北海道建設機械購入
特定離島港湾維持管理	北海道道路修繕事業
港湾改修事業費補助	北海道雪寒地域道路交通確保事業
地域連携道路事業	北海道港湾改修事業
道路整備事業用地補償総合技術業務	競争導入公共サービス北海道港湾整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務
地域連携道路事業費補助	北海道総合水系環境整備事業
都市再生推進事業費補助	北海道道路交通安全施設等整備事業
道路交通円滑化事業	北海道交通事故重点対策道路事業
離島港湾改修事業	
離島港湾整備事業発注者支援業務	

防衛省	防衛本省	北海道無電柱化推進事業	
		北海道かんがい排水事業	
北海道農用地再編整備事業			
北海道特定漁港漁場整備事業			
北海道特定漁港漁場整備事業発注者支援業務			
北海道特定土砂災害対策推進事業費補助			
北海道港湾改修事業費補助			
北海道農業競争力強化基盤整備事業費補助			
北海道農村整備事業費補助			
北海道農村地域防災減災事業費補助			
官庁營繕			
道路災害復旧事業			
河川大規模灾害関連事業			
海上保安庁			
大型巡視船等整備			
大型巡視艇代船建造			
大型測量船代船建造			
民間資金等活用公務員宿舎整備等事業			
提供施設等整備			
障害防止対策施設整備			
障害防止対策事業費補助			
教育施設等騒音防止対策事業費補助			
施設周辺整備助成補助			
道路改修等事業費補助			
教育訓練用器材借入れ等			
装備品取得等効率化推進業務			
教育訓練用器材購入			
教育訓練用器材整備			
自衛隊施設整備			
公務員宿舎改修等			
武器購入			
通信機器購入			
車両購入			
弾薬購入			
諸器材購入			
武器車両等整備			
民間資金等活用通信衛星整備等事業			
艦船整備			
特定防衛調達艦船整備			
艦船建造			
航空機購入			

防衛装備庁	航空機整備 特定防衛調達航空機整備 提供施設移設整備 装備品安定製造等確保事業 研究開発 自衛隊施設整備
-------	---

2 特別会計

(1) 岁出予算 (繰越経費を含む。)

所管	特別会計	項
財務省及び 国土交通省	財政投融資 特定国有財産整備勘定	特定国有財産整備費のうち 特定施設整備費
内閣府、文部科学省、 経済産業省 及び環境省	エネルギー対策 エネルギー需給勘定	燃料安定供給対策費のうち 石油貯蔵施設立地対策等交付金 エネルギー需給構造高度化対策費のうち エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金 脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金
	電源開発促進勘定	電源立地対策費のうち 電源立地等推進対策交付金 電源立地地域対策交付金 原子力安全規制対策費のうち 原子力施設等防災対策等交付金
内閣府及び 厚生労働省	子ども・子育て支援 子ども・子育て支援勘定	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費のうち 子ども・子育て支援施設整備交付金
農林水産省	食料安定供給 国営土地改良事業勘定	土地改良事業費
国土交通省	自動車安全 空港整備勘定	空港整備事業費 北海道空港整備事業費 離島空港整備事業費 沖縄空港整備事業費 航空路整備事業費 成田国際空港等整備事業資金貸付金 空港等災害復旧事業費

所管	特別会計・所管・組織	項目
東日本大震災復興復興庁	原子力災害復興再生支援事業費のうち 福島再生加速化交付金 生活基盤行政復興事業費のうち 消防防災施設災害復旧費補助金 教育・科学技術等復興政策費のうち 私立大学等経常費補助金 社会保障等復興事業費のうち 保健衛生施設等災害復旧費補助金 東日本大震災復興事業費のうち 農林水産業復興事業費 農業水利施設放射性物質対策事業費 森林環境保全整備事業費 農業生産基盤整備事業調査費 治山事業費補助 森林環境保全整備事業費補助 水源林造成事業費補助 農業生産基盤整備事業調査費補助 社会資本整備総合交付金 東日本大震災災害復旧等事業費	
(2) 国庫債務負担行為		
所管	特別会計	項目
農林水産省	食料安定供給 国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業
国土交通省	自動車安全 空港整備勘定	空港整備事業発注者支援業務 競争導入公共サービス空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務 現場事務所営繕
	航空旅客動態調査業務 空港整備事業費補助 北海道空港整備	競争導入公共サービス北海道空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務 北海道航空旅客動態調査業務 離島空港整備

○財政法第34条の2第1項の規定により令和6年度において指定された経費で、令和7年度に繰り越されたもののうち、前2号に掲げるもの以外のもの。	<p>3 繰越経費</p> <p>離島空港整備事業費補助 沖縄空港整備 競争導入公共サービス沖縄空港整備事業港湾情報処理システム等機能提供業務 沖縄航空旅客動態調査業務 航空路整備</p>
--	--

○厚生労働省知第伍四十一印
財政法第34条の2第1項の規定により令和6年度において指定された経費で、令和7年度に繰り越されたもののうち、前2号に掲げるもの以外のもの。

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十四号）第二十六条第一項の規定に基づき、令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画を次のとおり策定したので、同条第六項の規定により告示し、令和七年四月一日から適用する。

本計画は、安全な血液製剤の安定供給に関する計画
「法」という。第二十六条第一項の規定に基づき定める令和七年度の血液製剤（同項に規定する血液
製剤をいう。以下同じ。）の安定供給に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確
保を図るための基本的な方針（平成三十一年厚生労働省告示第四十九号）に基づくものである。
これにより、血液製剤の需要と供給等の動向を把握し、本計画に沿った製造、輸入等が行われることを確実なものとするとともに、供給等の実績をきめ細かく把握し、適時、適切に対応できる体制を
構築するものとする。

二
三
加熱不凝固性血液凝固剤
組織接着剤 フィブリノゲン加第VII因子及びフィブリノゲン配合剤
血液凝固第VII因子 乾燥濃縮人血液凝固第VII因子、遺伝子組換え型

凝固第IXa／X因子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体
血液凝固第IX因子
乾燥人血液凝固第IX因子複合体（国内で製造されるものに限る。）、乾燥濃縮人血液凝固第IX因子及び遺伝子組換え型血液凝固第IX因子

凝固第X因子加活性化第VII因子、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子及び抗組織因子経路インヒビターアンチボディ

八 抗HBs人免疫グロブリン 抗HBs人免疫グロブリン、乾燥抗HBs人免疫グロブリン、ポリエチレンギリコール処理抗HBs人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレンギリコール処理抗HBs

九 抗破傷風人免疫グロブリン 抗破傷風人免疫グロブリン、乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ポリエチレンギリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン及び乾燥ポリエチレンギリコール処理抗破傷風人免疫グロブリン

十 十一 第一 令和七年度において必要と見込まれる血液製剤の量は、血液製剤の製造販売業者等（法第二十六 条第三項に規定する製造販売業者等をいう。以下同じ。）における供給見込量等を踏まえ、別表の血 液製剤の種類の欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の（ア）欄に定めるとおりとする。
第二 令和七年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の種類及び量 第一及び血液製剤の製造販売業者等における血液製剤の量は、別表の血液製剤の種類 年度に国内において製造され、又は輸入されるべき血液製剤の量の目標は、別表の血液製剤の種類 の欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の（イ）欄に定めるとおりとする。
第三 令和七年度に確保されるべき原料血漿の量の目標 第二及び令和五年度実績を踏まえ、令和七年度に確保されるべき原料血漿の量の目標は、百二十 四万リットルとする。
第四 令和七年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標 令和七年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の量の目標は、別表の血液製剤の種類の欄に 掲げる種類ごとに、それぞれ同表の（ウ）欄に定めるとおりとする。
第五 その他原料血漿の有効利用に関する重要な事項 一 原料血漿の配分 倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採 取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくとも済む体制を構築すべきである。 このため、国内で採取された血液を効率的に利用し、第四の種類及び量の血液製剤の製造等により、 その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販 売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次に定めるとおりとする。 原料血漿の標準価格は、（1）又は（2）に掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ（1）又は（2）に定め るとおりとする。 (1) 凝固因子製剤用 一リットル当たり一二、二二〇円 その他の分画用 一リットル当たり一、一八〇円 (2) 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ（1）から（3）まで に定めるとおりとする。 (1) 武田薬品工業株式会社 イ その他の分画用 三十万リットル (2) 一般社団法人日本血液製剤機構 ロ イ 凝固因子製剤用 二十五万リットル ロ イ その他の分画用 四十一万リットル (3) K M バイオロジクス株式会社 イ 凝固因子製剤用 七万リットル ロ イ その他の分画用 十七万リットル (注) 1 「凝固因子製剤用」とは、成分採血による採血後六時間以上又は全血採血による採血後八時 間以内に凍結させた原料血漿であつて、血液凝固第V因子を含む全ての血漿分画製剤を作る ことができるものをいう。 2 「その他の分画用」とは、成分採血による採血後六時間以上又は全血採血による採血後八時 間以上経過した後に凍結させた原料血漿であつて、血液凝固第V因子以外の血漿分画製剤を作 作することができるものをいう。

別表

血液製剤の種類	換算規格	需要見込 国内血漿由来 輸入血漿由来 速冻子組換え	製造・輸入目標量（イ）		輸出量 (工)	令和6年度末 在庫量(見込)	供給可能量
			計	(工)			
アルブミン	25g 50ml 1瓶	2,191,600	1,648,000	434,600	—	2,033,600	956,200
乾燥人血白蛋白	1g 1瓶	28,500	29,800	—	—	29,800	13,500
組織接着剤	cm ³	10,659,400	5,225,000	5,665,300	—	10,890,300	3,464,800
血液凝固第V因子	1000単位 1瓶	620,700	48,400	—	—	519,300	407,400
血液凝固第V因子	延人數	103,900	—	—	105,000	195,000	47,200
血液凝固第V因子	1000単位 1瓶	111,200	29,200	—	103,800	132,900	3,400
イノビターリ剤	延人數	51,200	3,200	900	83,000	87,100	—
乾燥濃縮人血白蛋白	1000単位 1瓶	6,400	—	5,900	—	5,900	3,500
血液凝固第V因子	1瓶	93,300	—	81,000	200	81,200	—
ヒトオランゲーブラント因子	1瓶	10,000	—	—	10,400	10,400	—
人免疫グロブリン	2.5g 1瓶	3,081,000	2,041,400	919,600	—	2,961,000	1,259,800
抗HbS人免疫グロブリン	1,000単位 1瓶	13,300	1,800	10,500	—	12,400	10,200
乾燥抗D(Rho)人免疫グロブリン	1000倍 1瓶	9,900	—	11,200	—	11,200	11,500
抗破傷風人免疫グロブリン	250単位 1瓶	37,700	—	31,200	—	31,200	48,700
アンチトロンビンIII	500単位 1瓶	303,900	180,000	—	128,400	308,400	102,600
人プロテインC	2500単位 1瓶	700	0	1,000	—	1,000	1,100
人プロテインE	2000単位 1瓶	39,000	41,000	—	—	41,000	11,400
人プロテインG	500倍 1瓶	64,700	—	66,100	—	66,100	18,500
乾燥濃縮人α-1プロテイナーゼイ ンヒビターリ	1瓶	1,700	—	900	—	900	800
ヘミン	0.25g 1管	500	—	300	—	300	—
							200
							500

(注) 1 数値は、製品の規格別に算出された量(見込)、代表規格(規格単位換算規格)に換算したうえ、四捨五入により四捨五入して表示した。

○農林水産省告示五百四十六号

漁業法（昭和114年法律第1166号）第十五条第六項の規定に基づき令和5年1月18日農林水産省告示第1千110号（特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように改正する。

令和7年4月4日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍縁を付した部分（以下「傍縁部分」といふ。）で、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍縁部分があるものは、これを当該傍縁部分のよう改める。

農林水産大臣 江藤 拓

改	正	後	改	正	前
くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。			くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和6年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和6年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。		
第一 くろまぐろ（小型魚）			第一 くろまぐろ（小型魚）		
一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）		3,757.1トン	一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）		3,757.1トン
二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）			二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）		
法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。			法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。		
(単位：トン)					
都道府県	都道府県別漁獲可能量		都道府県	都道府県別漁獲可能量	
北海道		77.9	北海道		77.9
青森県		317.2	青森県		317.2
岩手県		82.5	岩手県		82.7
宮城県		68.9	宮城県		68.9
秋田県		38.7	秋田県		38.7
山形県		15.0	山形県		15.7
福島県		19.9	福島県		19.9
茨城県		28.3	茨城県		28.3
千葉県		85.1	千葉県		85.0
東京都		10.0	東京都		9.9
神奈川県		52.0	神奈川県		52.0
新潟県		134.8	新潟県		134.6
富山県		123.0	富山県		123.0
石川県		81.2	石川県		86.2
福井県		31.2	福井県		31.2

静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	40.7
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.9
鳥取県	8.7
島根県	123.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	140.5
徳島県	27.0
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	104.8
福岡県	13.0
佐賀県	18.6
長崎県	834.9
熊本県	20.5
大分県	4.4
宮崎県	25.9
鹿児島県	27.9
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	678.5
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.1
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	9.8

静岡県	42.5
愛知県	0.1
三重県	53.0
京都府	40.6
大阪府	0.1
兵庫県	14.2
和歌山県	47.8
鳥取県	8.7
島根県	123.8
岡山県	0.1
広島県	0.2
山口県	140.4
徳島県	27.0
香川県	1.0
愛媛県	23.8
高知県	104.8
福岡県	13.0
佐賀県	18.6
長崎県	834.8
熊本県	17.5
大分県	4.4
宮崎県	25.8
鹿児島県	25.9
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	678.5
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	26.1
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	9.8

第二 くろまぐろ（大型魚）
 一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

7,516.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、
 それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	413.2
青森県	612.8
岩手県	81.1
宮城県	42.7
秋田県	32.8
山形県	23.1
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	61.1
東京都	62.4
神奈川県	17.9
新潟県	59.2
富山県	17.3
石川県	37.1
福井県	21.3
静岡県	37.4
愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	37.0
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	64.6
鳥取県	4.3

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

7,516.1トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、
 それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	413.2
青森県	612.8
岩手県	80.8
宮城県	42.7
秋田県	32.8
山形県	23.3
福島県	1.0
茨城県	10.7
千葉県	59.4
東京都	60.9
神奈川県	17.9
新潟県	68.6
富山県	17.3
石川県	37.1
福井県	21.3
静岡県	35.8
愛知県	1.0
三重県	36.7
京都府	36.8
大阪府	1.0
兵庫県	14.4
和歌山県	63.0
鳥取県	4.3

島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	47.0
徳島県	7.6
香川県	0.1
愛媛県	2.6
高知県	25.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	212.1
熊本県	4.9
大分県	7.4
宮崎県	52.1
鹿児島県	23.2
沖縄県	184.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9

島根県	34.2
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	46.0
徳島県	7.6
香川県	0.1
愛媛県	2.6
高知県	25.7
福岡県	15.4
佐賀県	8.5
長崎県	210.7
熊本県	4.9
大分県	7.3
宮崎県	51.9
鹿児島県	23.2
沖縄県	184.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,459.3
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	1,817.5
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	50.1
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	8.6
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	762.9

公報

細則

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第53号

茨城県土浦市田中2丁目15番39号

債務者 柳内 重則

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 義章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第53号

埼玉県深谷市岡3098番地1

債務者 小暮 広明

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大谷 賢市
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第475号

横浜市南区別所1丁目2番6号 ストーカマソシヨン上大岡203号

債務者 樋口のぞみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上田 哲子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月21日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第29号

愛媛県松山市東垣生町244番地5

債務者 三宅 篤

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 射場 和子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第70号

愛媛県松山市北久米町451番地12

債務者 田嶋 みえ

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤瀬 慧
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで

松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第144号

神戸市垂水区星陵台5丁目3番1-306号、
従前の住所兵庫県三木市志染町中自由が丘3
丁目246番地の6

債務者 内橋 一雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 誠
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第151号

兵庫県三田市学園8丁目3-11、住民票上の
住所兵庫県三田市あかしあ台1丁目44番地12

債務者 山部竜太郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 勇輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第55号

兵庫県加古川市別府町新野辺2886番地、住民
票上の住所兵庫県加古川市別府町東町174番
地の4

債務者 稲垣 英隆

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上月 祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第297号

高知市万々174番地1 グランハ初月204号、
申立時の住所高知市西久万20番地5

債務者 小野江利子

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 啓介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで

高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第627号

北九州市小倉北区黒住町19番12号

債務者 宮川 七海

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清成 真
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第183号

堺市東区日置荘田中町151番地4

債務者 陸野 有梨

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岬 宏美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第57号

静岡県伊東市八幡野1320番地の78

債務者 小林 妙子

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下田 朗弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月29日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第151号

札幌市西区発寒9条11丁目5番15-103号

債務者 佐々木翔太

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村本 耕大
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで

札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第308号

大阪市城東区中央2丁目10番7号

債務者 岩間 拓磨

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 豊生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第803号

大阪市港区池島3丁目5番2-1209号

債務者 森下 仁史

- 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀木 由紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第933号

大阪市大正区三軒家西1丁目24番5号

債務者 鈴木 道重

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山岸 正芳
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第91号	熊本市中央区上水前寺2丁目1番25号 上水前寺Kビル306号室、異動前住所熊本市中央区本荘3丁目1番8号 代継宮ビル507号 債務者 長沼 信之
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤木 美才	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	
令和6年(フ)第2438号	札幌市中央区南8条西16丁目2番20号 コーポ前川2号 債務者 二川 勝
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 増川 純人	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前10時45分
5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	
令和7年(フ)第342号	札幌市白石区北郷3条5丁目8番1号 コーポラスエイト105号 債務者 郷家かおり
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 及川 華恵	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 札幌地方裁判所民事第4部	
令和7年(フ)第5号	茨城県行方市玉造甲199番地12 債務者 平間 忠道
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 谷本 雅晃	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 水戸地方裁判所麻生支部	

令和7年(フ)第15号	岐阜県中津川市神坂313番地の1 債務者 曽我 政孝
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田中 敦	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 岐阜地方裁判所多治見支部	
令和7年(フ)第276号	札幌市西区発寒3条3丁目6番18号 アメニティ3.3-201号 債務者 藤井 陽介
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉崎 佑紀	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部	
令和6年(フ)第848号	大阪府河内長野市市町401番地の1 (ヴィルフォーレミチハタ206号) 債務者 岡本 雅美
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後2時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 林 祐樹	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	
令和7年(フ)第31号	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸3009番地33 債務者 和田里紗子
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加々美 光	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係	
令和7年(フ)第96号	静岡市駿河区下川原3丁目26番21号 債務者 小林 亮太
1 決定年月日時 令和7年3月17日午後3時	2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山田 直実	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	

令和6年(フ)第4374号 大阪府箕面市牧落5丁目16番3号 (4号) 債務者 定島 良成 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 東 信吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第672号 愛知県岡崎市西藏前町1丁目8番地3 グランツ西藏前202、前住所愛知県岡崎市柱曙2丁目8番地14 リコット岡崎駅東602 債務者 大西 聖貴 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 財前かのこ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午後3時 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 宮崎地方裁判所破産係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第295号 那覇市おもろまち4-19-3 イーストヒル702号室、住民票上の住所大阪市浪速区桜川4丁目10番12-404号 債務者 KANG MIN JI 姜 眞智 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 麻生川典晃 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第227号 横浜市戸塚区名瀬町36番地4 KMプラザスカイホーム湘南 債務者 内田 英二 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野木 大輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第121号 静岡県島田市金谷代官町234番地の12 債務者 増田 紗子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鳴田 麗子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第19号 徳島県鳴門市撫養町弁財天字ハマ11番地42 債務者 青木 繁伸 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒木賢太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第848号 大阪府枚方市北中振3丁目9番2-103号 債務者 斎藤 浩幸 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 潤帰 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第140号 栃木県矢板市塙田225番地 債務者 和氣こと 和氣 保典 1 決定年月日時 令和7年3月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田島 聰紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第36号 神戸市西区玉津町今津640番地の12 債務者 船越 信好 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 谷神 穎尚 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	令和7年(フ)第33号 徳島県板野郡北島町北村字大黒22番地1 債務者 小林 隆敏 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中川まな美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第16号 石川県加賀市分校町141番地 債務者 山本 真弘 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴山 恵美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 金沢地方裁判所小松支部	令和6年(フ)第460号 宮崎市祇園4丁目59番地 フルールマンション長田103号 債務者 萩 淳司 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柏田 芳徳	令和7年(フ)第105号 兵庫県姫路市広畑区西蒲田642番地1、従前の住所東京都中央区新川2丁目30番11号 庄田ビル301号 債務者 森田美和子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹内 文造	令和7年(フ)第16号 茨城県牛久市田宮町598番地86 債務者 木村 勇 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 亀田 道子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和7年(フ)第77号

栃木県宇都宮市大和3丁目13番28号 ソレーユ大和401
債務者 Hair make Assoこと長谷川正晃
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小杉 裕二
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第3990号

兵庫県西宮市甲子園口4丁目21番21-301号
債務者 松尾 優未
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 久岡 秀行
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5765号

大阪市東淀川区東中島1丁目21番4号 F1
o r a 新大阪 402号
債務者 立川 輝
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 金水 孝真
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第34号

大阪市天王寺区大道1丁目12番10号
債務者 山崎 昌哉
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 藤原 誠
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時50分
5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第290号

大阪市浪速区幸町3丁目1番15-1103号
債務者 PARAFUSEこと 福島 早紀

1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 隼平

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2時10分
5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第24号

青森県上北郡東北町字大平30番地
債務者 風穴 翔汰
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 井戸川亮一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後3時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第101号

横浜市都筑区折本町1439番地3 トップスピード
債務者 小川 俊一
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野田 侑希
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午後2時20分
5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第25号

鹿児島県薩摩川内市平佐町2100番地17
債務者 山門 紗也
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前10時10分
5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和7年(フ)第69号

静岡県沼津市今沢256番地の12
債務者 木村 哲也
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 相良 優太
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第20号

広島県呉市安浦町三津口2丁目4番2号
債務者 山下 直哉

1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田奥 明生
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第21号

広島県呉市安浦町三津口2丁目23番5号
債務者 山下 洋子
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 田奥 明生
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第21号

栃木県栃木市柳橋町22番31号 サンパテークⅡ103、前住所茨城県古河市上辺見1491番地10
債務者 萩原 涼有

1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 渡辺 丘旭
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後2時
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和6年(フ)第1966号

埼玉県新座市野火止8丁目16番9号 カーサバトリス403号室
債務者 三浦 仁

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 松島 俊行
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時40分
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第305号

埼玉県白岡市西2丁目11番 白岡つじヶ丘団地3-404
債務者 木村富貴子

1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 金 英功

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第4485号

大阪市阿倍野区播磨町3丁目7番1-410号
債務者 太田 亨
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉岡 龍也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第592号

大阪市旭区生江3丁目24番9-415号
債務者 前田 朗
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 鐵谷 卓也
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時50分
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第908号

大阪府東大阪市中新開2丁目6番31-506号
債務者 八久保 誠
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 磯野 賢士
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時40分
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第21号

島根県雲南市三刀屋町給下507番地
債務者 狩野 司
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 奥田 直樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午後3時
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第2号 石川県七尾市田鶴浜町の部79番地、従前の住所石川県七尾市田鶴浜町3部51番地17 七尾市営馬場住宅M棟1号 債務者 輪瀬 薫 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀江 重尊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 金沢地方裁判所七尾支部 令和7年(フ)第12号 長崎県長崎市田上3丁目16番8号 ダムール田上101号、旧住所長崎県長崎市高丘2丁目4番59号 ビューハイツ高丘A-2 債務者 宮崎 剛 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森永 正之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 長崎地方裁判所民事部破産係 令和7年(フ)第298号 大阪市生野区舍利寺2丁目12番20-502号 債務者 曽根香奈枝 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河島 真一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第48号 和歌山市松江北7丁目6-5 YOSHIKAWA BLDG. WAKAYAMA 411号室、住民票上の住所和歌山市上黒谷157番地2 債務者 生田 佳夫 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡田 栄治	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午後1時35分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第72号 和歌山市福島428番地1、前住所和歌山市楠見中6番地12 債務者 田中 文子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 栄司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係 令和7年(フ)第253号 埼玉県北本市中丸4丁目86番地1 メゾンオーリーブB-101 債務者 和久津 孝 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池長 宏真 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係 令和7年(フ)第53号 長野県松本市波田9796番地10 C 債務者 河合 賢治 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 愛川 直秀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 長野地方裁判所松本支部 令和7年(フ)第1号 三重県南牟婁郡紀宝町平尾井36番地、前住所大阪府高槻市高垣町77番1号 ガーデンビレッジC101号 債務者 渡邊沙耶花(旧姓岡本) 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 森下 英俊	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 津地方裁判所熊野支部 令和7年(フ)第1052号 大阪府池田市豊島北1丁目7番3号 (202)、住民票上の住所大阪市此花区伝法5丁目1番24-305号 債務者 高山 太郎 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 傾訴者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戀田 剛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部 破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間 令和6年(フ)第2465号 札幌市豊平区月寒西1条3丁目3番7号 債務者 斎藤 久嗣 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 傾訴者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第128号 札幌市北区新川2条10丁目1番47号 正木マンションⅢ102号 債務者 田中 朋子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 傾訴者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第391号 札幌市豊平区月寒東5条12丁目4番10号 中里ビル202号 債務者 小畠亜由美 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 傾訴者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第445号 札幌市西区二十四軒1条6丁目13番6-201号 債務者 櫻井竜之介 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 傾訴者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第398号 札幌市西区二十四軒4条4丁目4番8-103号 債務者 石田 栄 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 傾訴者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第399号 札幌市西区二十四軒4条4丁目4番8-103号 債務者 石田 英子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 傾訴者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第435号 札幌市豊平区豊平4条1丁目3番1-908号 債務者 笹下 昌之 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 傾訴者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年(フ)第445号 札幌市西区二十四軒1条6丁目13番6-201号 債務者 櫻井竜之介 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 傾訴者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部
---	--	--

令和7年(フ)第6号 北海道名寄市西1条南11丁目1番地1 名寄 マーガレットヴィラC 631 債務者 小原 静香
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 旭川地方裁判所名寄支部
令和7年(フ)第47号 群馬県高崎市剣崎町730番地2 債務者 渡辺 磨
1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第57号 群馬県高崎市藤塚町422番地1 コーポ富士 101号、前住所群馬県高崎市藤塚町387番地1 債務者 奥澤 弥生
1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第16号 岐阜県土岐市肥田町浅野67番地の1 債務者 田中ゆみ子
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 岐阜地方裁判所多治見支部
令和7年(フ)第15号 京都府亀岡市稗田野町奥条大西32番地、前住所京都府京丹後市網野町三津192番地 債務者 池口亜矢子(旧姓田中)

1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 京都地方裁判所園部支部破産係
令和7年(フ)第18号 京都府亀岡市馬路町大橋7番地2 債務者 小西 陽子
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 京都地方裁判所園部支部破産係
令和7年(フ)第7号 京都府舞鶴市寺字内88番地-302号、前住所 千葉県千葉市中央区寒川町3丁目268番地1 グランシャリオ2 302号 債務者 三瓶 隼人
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 京都地方裁判所舞鶴支部破産係
令和6年(フ)第118号 岡山県美作市馬形460番地、前住所岡山県浅 口市金光町地頭下829番地2 債務者 岡田 曜雄
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 岡山地方裁判所津山支部
令和7年(フ)第14号 岡山県津市小田中1418番地5 後藤アパー ト2号 債務者 寺澤御家子
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第10号 秋田県山本郡藤里町粕毛字家の後124番地14 債務者 石川 智美
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 秋田地方裁判所能代支部
令和7年(フ)第12号 秋田県能代市能代町字中川原23番地5 債務者 宮戸 理紗
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 秋田地方裁判所能代支部
令和6年(フ)第375号 群馬県伊勢崎市柳原町115番地4 ロジュマ ン柳原1号館205、前住所群馬県桐生市錦町 1丁目4番17号 C棟 債務者 田辺 宗徳
1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第36号 長崎県長崎市新戸町1丁目23番4号 フラ ワーハイツ201、旧住所長崎市中里町1023番 地13 中里ハイツ101号 債務者 林 瑞穂
1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 長崎地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第37号 群馬県館林市つづじ町27番15号 コスモハイ ツ202、前住所所栃木県佐野市富岡町267番地 6 債務者 小松原貴弘
1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第22号 群馬県桐生市相生町5丁目452番地 県営住宅D棟365号室、前住所群馬県桐生市錦町3丁目8番30-23号 債務者 粕川 静子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 前橋地方裁判所桐生支部	令和7年(フ)第141号 川崎市中原区西加瀬5番1-111号 フローラル元住吉1番館 債務者 青柳 昌江 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 新潟地方裁判所新発田支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(フ)第161号 千葉県袖ヶ浦市蔵波台4丁目14番地5 フアミールタカハシA号 債務者 角口 次男 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第142号 川崎市川崎区夜光1丁目8番9号 J X T G エネルギー株管理人室 債務者 青谷 俊哉 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 名古屋地方裁判所一宮支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(フ)第162号 千葉県袖ヶ浦市蔵波台4丁目14番地5 フアミールタカハシA号 債務者 角口 知子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第168号 川崎市川崎区塩浜3丁目19番3号 スマイルホーム塩浜 402 債務者 野村 敦 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 和歌山地方裁判所御坊支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第28号 千葉県君津市南子安3丁目23番16号 202 債務者 西尾 和哉 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 千葉地方裁判所木更津支部	令和7年(フ)第21号 新潟県燕市小関1383番地3 債務者 若林 典子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 和歌山地方裁判所御坊支部	1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第17号 新潟県村上市上の山1番1号 県営116 債務者 丸山しゆん子(通称丸山しゆん子)	令和7年(フ)第53号 香川県高松市木太町4227番地1 コーナス木太N201 債務者 國領 景介 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前9時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	

令和7年(フ)第258号 福岡県古賀市千鳥3丁目1番1号、住民票上の住所福岡県宗像市東郷6丁目3番10-101号 債務者 平井 義久 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第342号 福岡市中央区今川1丁目2番2-402号 工ステートモア大濠V 債務者 佐藤 珠美 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第375号 福岡市博多区吉塚6丁目1番14-201号 北原ビル 債務者 井芹 友美 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第231号 仙台市宮城野区鶴ヶ谷5丁目23番地 ビレッジハウス仙台鶴ヶ谷五丁目9号棟308 債務者 大澤 昌之 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第277号 福岡市博多区東那珂3丁目11番34-204号 エメラルドマンション東那珂 債務者 藤本 直子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第352号 福岡市中央区平尾2丁目1番16-607号 工ステートモア平尾駅前通り 債務者 荒木 理佳 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第402号 福岡県古賀市小竹951番地1 債務者 山浦 幹雄 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第280号 仙台市太白区萩ヶ丘21番8号 債務者 大友 淳 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第308号 福岡市城南区梅林1丁目5番21-103号 パウゼ福大前 債務者 佐々木奈穂 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第353号 福岡市東区箱崎7丁目20番6-204号 県営高須団地6棟 債務者 長友めぐみ 1 決定年月日時 令和7年3月19日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第415号 福岡市城南区荒江1丁目33番19-103号 ダイナコート・エスタディオ西新南 債務者 江藤 利弥 1 決定年月日時 令和7年3月18日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第3号 山形県最上郡鮭川村大字京塚1032番地6 債務者 香澤 和宏 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第309号 福岡市東区多の津5丁目16番27-702号 日之出ビル 多の津 債務者 夏迫 正文 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第367号 福岡県太宰府市吉松1丁目18番24-403号 債務者 松尾 緑 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第428号 福岡県筑紫野市俗明院2丁目5番26号 メゾン・ド・リュウA102号 債務者 黒木美也子 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第45号 茨城県下妻市下妻乙92番地2 債務者 中西登紀枝 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第148号 栃木県宇都宮市今泉2丁目11番1号 債務者 濱田今日子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第381号 横浜市戸塚区沢汲7丁目9番10-201号 債務者 迫田えみ子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第308号 神奈川県藤沢市長後789番地 T's g a rden藤沢長後307 債務者 宮本 松枝 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第479号 横浜市戸塚区沢汲町1154番地 ぐみざわ東ハイツ2棟708号 債務者 中内紗也佳 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第309号 神奈川県藤沢市長後789番地 T's g a rden藤沢長後307 債務者 小野寺啓子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第498号 横浜市港北区大倉山3丁目13番12-106号 債務者 土屋 充明 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第333号 横浜市保土ヶ谷区東川島町23番地11 F L A T 101号 債務者 山下美紀子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第580号 横浜市瀬谷区阿久和南4丁目8番地1 県営阿久和アパート37棟208号 債務者 佐藤 政雄 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第216号 京都市右京区嵯峨野神ノ木町36番地18 債務者 篠原 麻美 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第216号 京都市右京区嵯峨野神ノ木町36番地18 債務者 篠原 麻美 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第263号 東京都八王子市千人町2丁目11番6号ウインペルソロ西八王子第2 502号 債務者 小河原和子 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第275号 東京都狛江市東野川4丁目17番3号グランフォーム喜多見103 債務者 月城正明こと リー チョンミョン李 正明 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第232号 京都市右京区花園木辻南町7番地36 シティハウスMARS A203 債務者 長野 恭之 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和6年(フ)第1338号 京都府向日市物集女町中海道88番地の1 債務者 堀崎 定 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第276号
東京都狛江市東野川4丁目17番3号グラン
フォーム喜多見103
債務者 鮎川トミ子
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第40号
山梨県南アルプス市江原1555番地56
債務者 田中 拓弥
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時45分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第44号
山梨県甲府市大和町1番25号 グリーンパレス303
債務者 米倉美智子(旧姓鈴木)
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時45分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第53号
山梨県南アルプス市山寺629番地3
債務者 峰村美代子
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時45分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第859号
大阪市東住吉区北田辺5丁目9番27-405号
債務者 山内 肇
1 決定年月日時 令和7年3月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1087号
大阪府茨木市上穂積4丁目6番3-307号
債務者 清水 朱里
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1122号
大阪市阿倍野区天王寺町北3丁目7番16-303号、前住所大阪市北区山崎町5番10号
債務者 三部 敦
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第49号
沖縄県沖縄市宮里4丁目7番9号 レオパレスM I Y A S A T O103
債務者 與古田彩夏
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第35号
千葉県木更津市高柳4丁目9番21号、前住所
千葉県木更津市江川1496番地2
債務者 岩瀬 正二
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(フ)第90号
静岡市清水区袖師町384番地 ピラ・マルヤマ203
債務者 細沢 昌史
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第133号
静岡県焼津市下小田上町12番地の11 シャン・ド・フルールB105、旧住所福岡県北九州市小倉北区足立1丁目1番11号
債務者 加藤 真紀(旧姓片山)
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第16号
広島県呉市和庄登町22番18号 202号室
債務者 中野 沙稀(旧姓鯛中)
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第28号
青森県八戸市東白山台4丁目7番10号 七
ジュールミキ202
債務者 岩館 明希
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第33号
青森県八戸市沼館1丁目20番8号 フайн
ボーナス201号室
債務者 下館 大貴
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年(フ)第11号
宮城県栗原市築館源光9番60号
債務者 高橋 麻鈴
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第26号
宮城県遠田郡美里町青生字水越浦52番地8
債務者 山田 貴広
1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第40号 宮城県大崎市古川字上古川76番地5 メゾンS202号、従前の住所宮城県栗原市若柳字川北塚原3番地2 債務者 豊田 圭泰 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第16号 秋田県仙北市角館町上野9番地4 債務者 佐藤 江里 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 秋田地方裁判所大曲支部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第14号 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤崎1865番地10 債務者 森 淑子 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 鳥取地方裁判所倉吉支部
令和7年(フ)第25号 福島市笛木野字立田3番地の10 債務者 只野 海夢 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 福島地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第20号 鳥取県米子市旗ヶ崎1丁目8番45号 102号 債務者 井澤 吉生 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第43号 茨城県つくば市自由ヶ丘974番地31 債務者 中澤 純子(旧姓国吉) 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第9号 島根県出雲市塩冶町913番地 めぞん一刻館208 債務者 中村 章宏 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 松江地方裁判所出雲支部
令和7年(フ)第10号 岐阜県大垣市長松町1072番地3 セントラル20A 101、前住所岐阜県各務原市各務おがせ町9丁目187番地1 債務者 片桐 祥吾	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月19日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 神戸地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第14号 山口県下関市笛山町4番4号 紫陽花 1号、前住所山口県下関市大字吉母281番地4 債務者 中川 政志 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 山口地方裁判所下関支部破産係
令和6年(フ)第658号 神戸市垂水区本多聞5丁目1番154-401号 債務者 江口由加里			

令和7年(フ)第37号 愛媛県松山市北土居2丁目12番1号 スカイ トピアひあき103号 債務者 阿部 純	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第44号 大分県津久見市大字津久見2550番地の1 債務者 井上 雅人	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大分地方裁判所民事部
令和7年(フ)第55号 大分県別府市大字北石垣27番地の55 セレ ユ桜ヶ丘101号 債務者 柴山 清子	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大分地方裁判所民事部
令和7年(フ)第57号 大分市大字八幡29番地の2 県営1A1-21 債務者 岡本 将之	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大分地方裁判所民事部
令和7年(フ)第61号 大分市西春日町6番18号 サンハイツ西春日 402 債務者 坪井美弥子	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 宮崎地方裁判所破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 那覇地方裁判所名護支部
令和7年(フ)第68号 宮崎市宮田町12番9号 宮田町双葉館4B- 2号 債務者 青山 裕子	令和7年(フ)第24号 宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4140番地1 塙原団地A-34号 債務者 大浦 道子
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時30 分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大分地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第64号 大分市南太平寺2丁目8番19号 債務者 佐藤さやか	令和7年(フ)第69号 大分市大字政所2343番地 ラメール睦月202 債務者 岡本 義己
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大分地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年(フ)第71号 大分市城崎町2丁目4番30号 城崎アヴ ェニュー801 債務者 吉良 直斗	令和7年(フ)第25号 宮崎県都城市郡元町2746番地6 レクセル郡 元B棟1階A号室、前住所宮崎県都城市山田 町山田4545番地 債務者 竹脇ゆかり
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 大分地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで 宮崎地方裁判所都城支部
令和7年(フ)第74号 宮崎市山崎町八百牟田1197番地1 債務者 杉尾ひとみ	令和7年(フ)第10号 沖縄県名護市宮里4丁目16番15-302号 池 田アパート 債務者 奥間百合子
1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時30 分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年3月21日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

令和7年(フ)第43号
 長野県松本市大字島立1669番地5 STEP
 COURTON IW A 102
 債務者 近藤 将太
 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
 長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第50号
 長野県塩尻市大字広丘原新田559番地8
 債務者 原 光明
 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
 長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第59号
 長野県塩尻市大字宗賀3012番地7
 債務者 石曾根恵美
 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
 長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第20号
 熊本県八代市千丁町吉王丸521番地1 (205)
 エステートII
 債務者 東 祐吾
 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
 熊本地方裁判所八代支部

令和6年(フ)第174号
 松江市玉湯町玉造1701番地
 債務者 松浦 康子
 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
 松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第9号
 青森市大字筒井字八ツ橋1388番地1
 債務者 石岡 麻矢
 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時30分
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで
 青森地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第576号
 神奈川県厚木市関口397番地2 マルク厚木2F
 債務者 関 光次
 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで
 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第665号
 神奈川県平塚市花水台32番32-715号 虹ヶ浜ハイツ
 債務者 安田 亜樹
 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで
 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第24号
 山口市吉田3083番地 B4-202号
 債務者 吉原 伸也

1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
 山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第25号
 山口市吉田3083番地 B4-202号
 債務者 吉原伸矢子
 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
 山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第34号
 山口市吉田3083番地 平川県営住宅D6棟102号、前住所山口市小郡上郷4188番地1
 ビレッジハウス小郡1号棟306号
 債務者 中村 稔
 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで
 山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

令和6年(フ)第2313号
 福岡市西区福重5丁目1番43号
 破産者 株式会社八玉
 1 決定年月日 令和7年3月18日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第4号
 秋田県山本郡三種町志戸橋字大木台125番地5
 破産者 株式会社里山村
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

秋田地方裁判所能代支部

令和6年(フ)第66号
 三重県松阪市上川町3240番地1 セリエA 101、開始決定時の住所三重県津市河芸町中瀬56番地 コーポフォーチュンB102(前々住所三重県松阪市久保町1552-1-101号)
 破産者 村田 成貴(旧姓中谷・奥田)
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 津地方裁判所破産係

令和6年(フ)第184号
 三重県鈴鹿市平野町621番地の3
 破産者 株式会社JINZAI
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 津地方裁判所破産係

令和6年(フ)第221号
 三重県鈴鹿市八野町535番地
 破産者 川合 孝記
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 津地方裁判所破産係

令和5年(フ)第1966号
 福岡市南区の場2丁目41番5号
 破産者 株式会社南海
 1 決定年月日 令和7年3月19日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 津地方裁判所破産係

福岡地方裁判所第4民事部

令和4年(フ)第1041号
 宮城県名取市高館熊野堂字五反田48番地の1
 破産者 ケイズ・ネックス株式会社
 1 決定年月日 令和7年3月21日
 2 主文 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第964号
仙台市泉区八乙女中央1丁目1番17号-906号
破産者 特定非営利活動法人働くお母さんと子どもを支援する会
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第1038号
仙台市宮城野区鶴ヶ谷東1丁目3番10-3号
破産者 合同会社R N
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第549号
栃木県鹿沼市草久5065番地
破産者 有限会社天狗屋
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第550号
神奈川県川崎市川崎区大島3丁目19番1号
ヘンザビル 2F、前住所栃木県鹿沼市緑町1丁目3番4号 A
破産者 石原 照大
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第776号
栃木県真岡市飯貝1145番地5
破産者 とちぎテクニカルサービスこと 荒川 賢次
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第352号
埼玉県越谷市東大沢5丁目11番地15
破産者 協伸工業株式会社
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第631号
埼玉県春日部市大金13番地1
破産者 株式会社中川
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第635号
東京都千代田区岩本町3丁目11番8号イワモトショービル4F408
破産者 有限会社コスモウェーブ
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第676号
埼玉県越谷市蒲生東町10番17号
破産者 ミゲンライフ株式会社
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第90号
静岡県駿東郡清水町徳倉1093番地
破産者 株式会社バイタルフーズ
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和6年(フ)第232号
福岡市南区若久1丁目33番13号
破産者 有限会社鮮魚うえだ

1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第1民事部

1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第11号
山口県下関市一の宮住吉2丁目8番23号
破産者 株式会社下関機械鋸加工所
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係
令和6年(フ)第39号
愛媛県四国中央市中之庄町318番地
破産者 三島公益センター株式会社
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部
破産手続廃止及び免責許可決定
令和5年(フ)第1477号
福岡県古賀市天神4丁目1番16-305号
破産者 田村 茉美(旧姓越智)
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1673号
福岡県春日市塚原台2丁目72番地1
破産者 中村 舞
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2427号
北九州市八幡西区上上津役1丁目17番3号
破産者 秀島 悠太
1 決定年月日 令和7年3月17日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2428号 北九州市八幡西区上上津役1丁目17番3号 破産者秀島治恵子 1 決定年月日 令和7年3月17日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1895号 福岡市博多区博多駅南2-7-13 ルネスロワール博多駅南703号、住民票上の住所福岡県飯塚市本町19番60号 プレミアムステージ本町1502号 破産者永山心 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1958号 福岡県太宰府市五条2丁目14番8-801号 破産者小城将嗣 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2046号 福岡市博多区中洲5丁目4番17-1011号 口イヤルリバーヴュー143 破産者原貴幸 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2087号 福岡市城南区南片江1丁目34番27-305号 グランディオール城南二番館 破産者小野昭彦

1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2196号 福岡市東区三苦6丁目12番7-101号 リシエス三苦 破産者椎林奈美 1 決定年月日 令和7年3月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第49号 秋田県能代市字鳥小屋16番地11 破産者相澤正勝 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所能代支部
令和6年(フ)第1632号 福岡市南区高宮2丁目4番3-303号 エクレール高宮 破産者中尾正邦 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所能代支部
令和6年(フ)第2073号 福岡市城南区飯倉1丁目5番34号 戸川ビル201号 破産者佐々木秀昭 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2091号 福岡市西区元浜1丁目38番地1 グランツ九 大新町204号 破産者伊藤孝 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2226号 福岡市城南区西片江2丁目17番5号 鴻陽ハイツ304号 破産者木村隆平 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2253号 福岡県太宰府市坂本3丁目24番24-301号 破産者城島真一 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2297号 福岡県大野城市旭ヶ丘1丁目9番8-502号 アルフィーネ大野城 破産者美容室ニュートリノこと杉光竜哉 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第181号 沖縄県浦添市西原4丁目38番2-102号 タウンヒルM、住民票上の前住所沖縄県宜野湾市真栄原2丁目19番25号 破産者宮城孫和 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第362号 沖縄県那覇市おもろまち4丁目10番23号 パークサイド21 301 破産者姫宮由美子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第397号 沖縄県豊見城市字真玉橋188番地1 S.r. パレス107号 破産者小島達也 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第398号 沖縄県豊見城市字真玉橋188番地1 S.r. パレス107号 破産者小島春菜(旧姓浅川) 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第403号 神奈川県相模原市中央区小山3丁目29番9号 ピュアティフルデイズ小山201、開始決定時の住所仙台市青葉区旭ヶ丘1丁目40番20号 サンハイツ大泉103 破産者上杉将宜 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第1199号	仙台市若林区新寺4丁目3番14号 バウハウス101、従前の住所仙台市青葉区花京院1丁目4番8-1006号 破産者 増川 加代
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第1249号	宮城県黒川郡大衡村大衡字大童30番地12 定住促進住宅1号棟408号 破産者 浅利 浩之
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第1326号	仙台市太白区中田町字寺浦1番地の5 破産者 沼崎 政夫
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第608号	埼玉県越谷市大字上間久里404番地11 破産者 戸松 茂美
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第632号	埼玉県春日部市大金181番地3 中田貸家6号棟 破産者 中川 廣幸
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係

1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第655号	埼玉県越谷市東越谷1丁目19番地14 エステートコラソン東越谷B棟103 破産者 赤木 光
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第678号	埼玉県越谷市蒲生東町10番17号 破産者 藤原 龍夫
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第679号	埼玉県越谷市蒲生東町10番17号 破産者 藤原 道子
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第694号	埼玉県草加市草加1丁目14番8-308号 破産者 外間 天雄
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第632号	埼玉県春日部市大金181番地3 中田貸家6号棟 破産者 中川 廣幸
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和6年(フ)第91号	静岡県駿東郡長泉町桜堤3丁目1番23号 シルエーラ・K203号、開始決定時の住所静岡県駿東郡長泉町下土狩889番地の3 破産者 渡邊 徹
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第164号	和歌山市善明寺86番地10、前住所和歌山市向140番地 破産者 貴志 和正
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第312号	和歌山市毛見1061番地4 破産者 隆和美装こと 津田 隆紀
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第1646号	福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦4丁目10番3号 ファミリー・アイ 102号 破産者 永野 典子
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1682号	福岡県糸島市前原中央2丁目3番60-502号 破産者 鳥巣 直人(旧姓日置)
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第4622号	大阪府箕面市西小路1丁目2番8号 破産者 木之下 晃
1 決定年月日	令和7年3月21日
2 主文	本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨	破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文	破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1683号
福岡県糸島市前原中央2丁目3番60-502号
破産者 井本メリッサトゥガハンこと IMO
TO MELISSA TUGAHAN
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第1832号
福岡市博多区祇園町2番24-507号 ルエ・
メゾン・ロワール祇園
破産者 山中 功
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2016号
福岡市中央区篠丘2丁目24番19-502号 ペ
ルメゾン篠丘
破産者 長田 朋花
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2154号
福岡市城南区鳥飼4丁目8番18号 プレシー
ド鳥飼 202号
破産者 村田 竜一
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2214号
福岡県朝倉郡筑前町朝日586番地 朝老園
破産者 藤井 泰藏
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2310号

福岡市博多区豊1丁目9番34-703号 C.R.
E S T F I N E V I E W

破産者 相川 彩香

1 決定年月日 令和7年3月21日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第70号

青森県弘前市大字平岡町96番地

破産者 工藤 進一

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部
令和6年(フ)第135号

青森県弘前市大字樫木字牧野25番地5

破産者 角田 修一

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部
令和6年(フ)第137号

青森県南津軽郡大鰐町大字三ツ目内字寺元6番地2

破産者 木田 義通

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

青森地方裁判所弘前支部
令和6年(フ)第138号

青森県南津軽郡大鰐町大字長峰字前田551番地

破産者 原子 博幸

1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部
令和6年(フ)第1125号
仙台市青葉区桜ヶ丘2丁目17番3-607号
破産者 佐藤 謙介
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第218号
福島県須賀川市森宿字白石坂61番地1 エクセレントⅡ103号、前住所神奈川県川崎市宮前区野川本町2丁目8番5号 エクセレンス花水木G
破産者 佐藤 浩
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係
令和6年(フ)第1747号
横浜市港北区北新横浜2丁目5番地2 エステートピア新横浜503
破産者 浦野 洋
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2283号
横浜市神奈川区菅田町2878番地1 はなごころ新横浜
破産者 宗形 英師
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2520号
横浜市神奈川区大口通122番地45 横浜大口
ハイツ102号
破産者 吉田明日美
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2796号
横浜市港北区高田西5丁目40番36-101号
破産者 河内 雄多
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2843号
横浜市西区戸部本町25番1号 神明株内
破産者 岡崎 徳明
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第79号
新潟県上越市寺町2丁目2番10号 クレイオ
102号
破産者 木村 公一
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

令和6年(フ)第583号
静岡県榛原郡吉田町住吉4460番地の1 オー
ペルテューレ103
破産者 若槻 昭広
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第750号	静岡県藤枝市南新屋359番地の3 アーバンカナール101号 破産者 青木 雄介 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第154号	滋賀県東近江市佐野町311番地13、前住所滋賀県蒲生郡日野町大字鎌掛2666番地 破産者 瀬川耕治郎 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部
令和6年(フ)第106号	滋賀県近江八幡市安土町内野1145番地 破産者 藤井 清彦 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部
令和6年(フ)第208号	滋賀県犬上郡甲良町大字北落968番地33 破産者 A r k P a i n t こと 荒木 拓郎 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部
令和6年(フ)第227号	滋賀県彦根市平田町734番地28(102号) 破産者 グッドニューこと 斎藤 敏 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部

令和6年(フ)第229号	滋賀県彦根市正法寺町606番地44 破産者 加圧トレーニング&ペアストレッチ安こと 森田 安美 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部
令和6年(フ)第240号	滋賀県東近江市市子殿町1306番地 ステラ103号室、前住所滋賀県守山市矢島町587番地 破産者 中川 治 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部
令和6年(フ)第27号	和歌山県東牟婁郡串本町西向426番地5 破産者 東道 大吾 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所田辺支部
令和6年(フ)第985号	広島市西区南觀音3-2-23 バリュービル觀音704号、住民票上の住所広島県呉市広吉松1丁目11番7号 破産者 佐伯 孝志 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1043号	広島市東区中山上2丁目25番28号 破産者 松谷 竜也
1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大津地方裁判所彦根支部	1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第37号	山口県周南市大字小松原1113-4、前住所山口県光市島田7丁目2番31号 破産者 村上 直人 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所周南支部
令和6年(フ)第40号	愛媛県四国中央市中之庄町303番地1 飛鷹マンション2号 破産者 伊藤 誠史 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所西条支部
令和6年(フ)第8号	長野県佐久市今井119番地1 コーポセシボンS105 破産者 平嶋 優子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所佐久支部
令和6年(フ)第66号	三重県松阪市上川町3240番地1 セリエA101、開始決定時の住所三重県津市河芸町中瀬56番地 コーポフォーチュンB102(前々住所三重県松阪市久保町1552-1-101号) 破産者 村田 成貴(旧姓中谷・奥田)
令和6年(フ)第2076号	福岡県春日市弥生6丁目1番地 4-201号 破産者 長嶋 恵菜 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所破産係
令和6年(フ)第2276号	福岡市中央区谷1丁目4番20号 グリーンバー105号 破産者 芦原 真一 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2282号	福岡市東区唐原5丁目1番6-201号 P L E A S T香住ヶ丘W E S T 破産者 藤田 一希 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2290号	福岡県糟屋郡粕屋町原町1丁目5番11-601号 スタンドリバー原町 破産者 松下 誉弥 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2298号	福岡市博多区古門戸町7番14-602号 ラトゥール天神東 破産者 近藤 幸子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2327号	福岡市東区和白東1丁目22番16-203号 カンバーナC 破産者 川夏 康史 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第2363号	福岡県春日市日の出町4丁目18番地 グランパレ春日403号 破産者 濱田 誘希 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2387号	福岡市南区長丘4丁目9番4号 破産者 荒井 昭司 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2405号	福岡市西区下山門団地37番307号 破産者 田向 亮子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2407号	福岡市博多区上牟田1丁目13番17-308号 リアン シエルブルー東比恵 破産者 久 真理乃 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2435号	福岡市南区鶴田4丁目1番24-102号 やよい坂プロムナードI 破産者 嶽崎 篤子 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第484号	沖縄県島尻郡与那原町字板良敷1463番地 グランヒルコート502 破産者 玉城 和志 1 決定年月日 令和7年3月19日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那覇地方裁判所民事第3部
令和6年(フ)第2262号	北海道千歳市春日町2丁目4番19号 ルラコック202号 破産者 榎田 明香(旧姓富家)

1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2316号
札幌市手稲区新発寒7条8丁目5番1号 パーティタウンB-103号 破産者 前田 歩 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2349号
札幌市清田区北野3条5丁目11番15-201号 破産者 三角あさみ 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2355号
札幌市豊平区月寒中央通3丁目3番8-403号 破産者 甘粕 未悠 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2389号
北海道江別市野幌町21番地の12 クレソンF 203号室 破産者 目黒 正廣 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2390号
北海道江別市野幌町21番地の12 クレソンF 203号室 破産者 目黒 雅世 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2443号
札幌市白石区本郷通9丁目南2番21-502号 破産者 山部 真弓 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第550号
神奈川県川崎市川崎区大島3丁目19番1号 ヘンザビル 2F、前住所栃木県鹿沼市緑町 1丁目3番4号 A 破産者 石原 照大

1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第776号
栃木県真岡市飯貝1145番地5 破産者 とちぎテクニカルサービスこと 荒川賢次 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第284号
群馬県安中市松井田八城640番地 破産者 山田 光枝 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(フ)第292号
群馬県高崎市吉井町石神64番地7 ヴィラ・コスマスB棟203号 破産者 矢島 由香 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和7年(フ)第4号
群馬県(以下秘匿)、前住所東京都北区東十条1丁目16番3-402号 小沢マンション 破産者 金城 樹(旧姓松田) 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(フ)第2043号
埼玉県川口市飯塚3丁目8番19号 ピースフルハウス102号 破産者 染谷 忠 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(フ)第2056号
埼玉県上尾市大字原市3336番地 原市団地 1-8-503 破産者 本越 有人 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第657号
大阪府高石市取石4丁目2番12号 破産者 濱口 早苗(旧姓中川) 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第293号 和歌山市福島771番地3 コーポサンライト 207号室 破産者 奴井由里香 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第357号 和歌山市狐島399番地 グリーンフル狐島105 破産者 ヌメロンこと 井本 紗子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第377号 和歌山県有田郡湯浅町大字栖原327番地2 破産者 松原美由紀 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第382号 和歌山市大谷46番地3 楠見団地4棟3F51号 破産者 西本由実子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第104号 岡山県津市北町11-12 パレスN105、住民票上の住所岡山県津市田町96番地 破産者 阪手 澄子 1 決定年月日 令和7年3月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部
令和6年(フ)第86号 北海道岩見沢市志文町297番地13号 明日佳 グループ 岩見沢明日佳病院、住民票上の住 所北海道岩見沢市2条東16丁目10番地3 トータルメゾン2・16 106号室 破産者 古谷 紗子 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部
令和6年(フ)第95号 北海道岩見沢市元町3条東5丁目1番地5 サンヴィレッジ岩見沢元町 破産者 伊藤 弘美(旧姓工藤)

1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所岩見沢支部
令和7年(フ)第19号 函館市時任町12番10号 破産者 落合 茉楠 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第22号 函館市昭和3丁目4番17号 メゾン・ド・ フィオーレ 204号室 破産者 梅津 葵 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第23号 函館市栄町12番21号 破産者 長谷河友子 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第3号 北海道北見市末広町163番地63 破産者 大場 忠義 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所北見支部破産係
令和6年(フ)第373号 盛岡市みたけ5丁目1番37号 レーベンハウ スH棟 破産者 佐々木和彦 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第57号 岩手県九戸郡野田村大字野田第15地割18番地 1 破産者 前田 由紀 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所二戸支部
令和7年(フ)第1号 岩手県二戸市石切所字台中平13番地 破産者 渋屋 律子
1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所二戸支部
令和6年(フ)第191号 茨城県つくばみらい市高岡111番地29 破産者 藤田 恵利 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係
令和6年(フ)第1号 茨城県守谷市野木崎1293番地 破産者 森田 真弓
1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和6年(フ)第210号 茨城県古河市中田992番地1 レオパレスサ ニーホームズ104、前住所静岡県静岡市清水 区楠364番地 レオパレス大内307 破産者 網野 龍彦 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
令和6年(フ)第243号 茨城県筑西市小川1479-108 サンルーラル ズズキE、住民票上の住所茨城県筑西市布川 645番地 破産者 前田 幹夫 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第11号 茨城県常総市水海道栄町1597番地1 ハイム ペルスリー6 206 破産者 森田クリスチーナ 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所下妻支部
令和6年(フ)第754号 栃木県栃木市城内町2丁目33番33-121号 県営住宅 破産者 細井 達也 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第768号 栃木県下野市駅東7丁目6番10号、前住所東 京都江東区三好4丁目7番21-714号 破産者 茂呂 恒子 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和6年(フ)第774号 栃木県栃木市都賀町家中5896番地21 破産者 太郎良春佳 1 決定年月日 令和7年3月24日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第794号

栃木県宇都宮市清原台6丁目37番31号 ブリージーヒル103、前住所栃木県宇都宮市氷室町1794番地8

破産者 増渕 瑞奈

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第367号

群馬県前橋市日吉町2丁目33番地8

破産者 井上 駿

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第10号

群馬県前橋市江木町928番地1 C-84号

破産者 土屋 節子

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第200号

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5175番地1 シゴニユ1 102号室

破産者 長島 正美

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和7年(フ)第11号

群馬県太田市出塚町459番地7

破産者 小玉菜々こと 高 恩貞

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第79号

群馬県桐生市宮本町4丁目4番31号

破産者 岡田 良男

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所桐生支部

令和6年(フ)第84号

群馬県桐生市堤町1丁目19番29-10号

破産者 新保 幸男

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

前橋地方裁判所桐生支部

令和6年(フ)第118号

千葉県長生郡長生村一松丙1444-14、住民票上の住所千葉県長生郡睦沢町川島1884番地30
破産者 佐藤 里江

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和6年(フ)第18号

千葉県袖ヶ浦市蔵波台3丁目12番地1 ユーミー蔵波台103号
破産者 宮本 教行

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

千葉地方裁判所木更津支部

令和6年(フ)第1811号

東京都八王子市西片倉2丁目16番9号ベル・コリーヌ104号
破産者 戸田 一馬

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1862号

東京都武蔵村山市緑が丘1460番地 1133-902
破産者 千葉みどり

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2173号

東京都八王子市高尾町1614番地1ハイム1T 204号
破産者 成田 淳子

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2200号

東京都国立市東4丁目6番地の13ベルシャト一国立205
破産者 森澤 隆

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2206号

東京都青梅市千ヶ瀬町2丁目230番地の7レオパレスヴィラージュ104号室
破産者 佐藤 史彬

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2220号

東京都西多摩郡瑞穂町むさし野1丁目1番地瑞穂アパート8-206
破産者 沖田かほる (旧姓野口)

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2224号

東京都八王子市緑町76番地18
破産者 津島 剛

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第129号

新潟県阿賀野市北本町23番6号
破産者 内田 博

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所新発田支部

令和6年(フ)第64号

山梨県富士吉田市上吉田4429番地 デュオスカーラ1番館202号室、前住所山梨県富士吉田市下吉田4丁目2番33号
破産者 新田 夏実

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

甲府地方裁判所都留支部破産係

令和6年(フ)第66号

長野県駒ヶ根市下平4137番地1
破産者 藤澤 健哲

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長野地方裁判所伊那支部

令和6年(フ)第753号

静岡市葵区北5丁目29番39号、旧住所静岡県富士市松本226番地の24
破産者 奥畠 摩紀 (旧姓伊藤)

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第758号

静岡市葵区羽鳥6丁目12番4号
破産者 井口 町子

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第4号

静岡市藤枝市潮152番地の10
破産者 成田 圭美

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第425号

静岡市沼津市大岡985番地の1 リヴィアティーマンションB205

破産者 中居 憲子

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第13号

静岡県御殿場市東山394番地の17
破産者 大橋美佐枝

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第308号

愛知県一宮市千秋町加納馬場字東切2016番地4 川口ハイツ101

破産者 鈴木 杏奈

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第318号

愛知県一宮市今伊勢町本神戸字名栗208番地1 名栗苑201号

破産者 洞口奈知香

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第358号

愛知県犬山市大字五郎丸字稻葉組36番地17、前住所愛知県犬山市大字五郎丸字前畑10番地2 リヴェール203

破産者 谷口 琴美

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

- 令和6年(フ)第581号**
愛知県豊田市花沢町ヲチ合38番地3
破産者 水野 雅子
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和6年(フ)第665号**
愛知県西尾市戸ケ崎5丁目5番地2 パークサイドトライ1 203号室
破産者 山野 佳世(旧姓野々山・吉倉)
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和6年(フ)第666号**
愛知県安城市横山町下毛賀知142番地1 レオパレス横山A-103
破産者 増田 陽介
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和6年(フ)第676号**
愛知県みよし市三好丘2丁目7番地7
破産者 伊藤 雄気
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和6年(フ)第681号**
愛知県岡崎市下和田町字尾之越9番地1 ハイステージK O J I M A 203、前住所愛知県岡崎市福岡町字永池63番地 アムールA 102
破産者 門司 潤
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和6年(フ)第684号**
名古屋市守山区守山2丁目23番9号、開始決定時の住所愛知県みよし市三好丘緑5丁目7番地7 サンヒルズC棟101号
破産者 村岡祐二朗
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和7年(フ)第1号**
愛知県豊田市西町1-15-1 レオパレスフーカ西町402号、住民票上の住所北海道北広島市山手町2丁目7番地8
破産者 村山 雄紀

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和7年(フ)第4号**
愛知県西尾市寺津町観音東34番地16
破産者 寺田 香甫
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和7年(フ)第6号**
愛知県豊田市今町3丁目12番地1 エーデルハイム折戸207号
破産者 種子田紀子
法定代表人成年後見人 伊藤 幸英
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和7年(フ)第9号**
愛知県高浜市新田町3丁目5番地30(コーポ東海Ⅲ203号)
破産者 兵庫 敏夫
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和7年(フ)第12号**
愛知県岡崎市上六名4丁目3番地12 天野アパート 302、前住所愛知県岡崎市六名東町8番地12 コーポ高村 303
破産者 田原 里子(旧姓仮屋)
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和7年(フ)第17号**
愛知県額田郡幸田町大字横落字郷東10番地1 (103)
破産者 太田 勇気
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
- 令和6年(フ)第254号**
三重県鈴鹿市一ノ宮町500番地の11
破産者 中川 裕美
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係
- 令和6年(フ)第116号**
滋賀県東近江市沖野5丁目5-5、住民票上の住所滋賀県東近江市中小路町590番地1 コーブセントラⅠ 101号室、(住民票上の以前の住所)滋賀県東近江市東沖野5丁目10番11号、福井県三方郡美浜町早瀬第9号28番地の3、滋賀県東近江市五個荘山本町508番地6
破産者 中村 美穂
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部
- 令和6年(フ)第202号**
滋賀県東近江市佐野町639番地 サンシャイン佐野Ⅱ 116号室
破産者 福原 大輝
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部
- 令和6年(フ)第228号**
滋賀県東近江市幸町1番52-7号
破産者 小澤千佐子
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部
- 令和6年(フ)第241号**
滋賀県近江八幡市白王町748番地
破産者 大西 智子
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部
- 令和6年(フ)第47号**
京都府京丹後市峰山町荒山791番地の1 コスモハイツ 101号室
破産者 細見 正
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部
- 令和7年(フ)第2号**
鳥取県米子市夜見町381番地2
破産者 橋本 郁子
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部
- 令和6年(フ)第124号**
広島県呉市広大新聞1丁目2番15-607号
破産者 寺北 信光
- 1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部
- 令和6年(フ)第344号**
徳島県板野郡松茂町中喜来字稻本211番地1 パールメゾン松茂 206号室
破産者 篠原 信子
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部
- 令和7年(フ)第2号**
香川県観音寺市昭和町3丁目7番15-103号 サウスハイツ、住民票上の住所愛媛県四国中央市中曾根町325番地5
破産者 杉村 政子
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部
- 令和6年(フ)第289号**
愛媛県松山市中村1丁目1番28号 カーサヴィアンカ兼久201号
破産者 若杉 駿
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部
- 令和6年(フ)第304号**
愛媛県東温市南方10番地2
破産者 神野日出美
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部
- 令和6年(フ)第352号**
愛媛県松山市針田町93番地 コンフォース針田101号
破産者 脇田 修三
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部
- 令和6年(フ)第54号**
愛媛県今治市波方町小部甲340番地2、前住所愛媛県今治市玉川町龍岡下甲275番地1、前々住所愛媛県今治市玉川町長谷甲1020番地1
破産者 別府麻里菜
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和6年(フ)第88号

福岡県田川市大字伊田1017番地 心の家、前住所福岡県行橋市南泉4丁目11番5号 泉荘
破産者 吉川 智範

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所田川支部

令和6年(フ)第123号

佐賀県伊万里市立花町2372番地3 ラボール立花103号 田口凜人宅、住民票上の住所佐賀県伊万里市二里町大里乙926番地1 百乃喜103
破産者 川久保麗音

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(フ)第124号

佐賀県伊万里市立花町323番地2 山のサンナーレ・クリニック、前住所長崎県佐世保市船越町449番地6
破産者 市瀬 香理

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(フ)第125号

佐賀県嬉野市嬉野町大字吉田丁1542番地2
破産者 中島 賢次

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(フ)第58号

長崎県島原市坂下町7622番地3 釣田アパート
破産者 梅野 慎也

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所島原支部破産係

令和6年(フ)第59号

長崎県島原市坂下町7622番地3 釣田アパート
破産者 梅野 妙子

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所島原支部破産係

令和7年(フ)第3号

大分県日田市中本町6番10号 大倉アパート201号
破産者 河津 勝

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

大分地方裁判所日田支部

令和6年(フ)第532号

宮崎市清武町木原60番地17 ブラッサム102号
破産者 椎屋 行英

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第156号

宮崎県小林市水流迫1071番地27ソレイユヴィラⅡ202
破産者 上笠貫貴彦

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第2号

沖縄県宮古島市上野字宮国765番地1 上野博愛市営住宅1棟302号室
破産者 川平 雪乃

1 決定年月日 令和7年3月24日

2 主文 破産者について免責を許可する。

那覇地方裁判所平良支部

小規模個人再生による再生計画認可

令和6年(再イ)第8号

長野県岡谷市長地権現町4丁目7番15号 モンターニュ201号室(住民票上の住所)長野県岡谷市湊1丁目3番3号
再生債務者 柳原 高明

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和6年12月27日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月21日 長野地方裁判所諫訪支部

令和6年(再イ)第23号

茨城県水戸市千波町463番地の9 グリシナ千波山205号
再生債務者 近藤 利句

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年1月29日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月21日 水戸地方裁判所

令和6年(再イ)第8号

福岡県大牟田市大字手鎌1380番地87
再生債務者 佐伯 智之

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月21日 福岡地方裁判所大牟田支部

令和6年(再イ)第20号

群馬県伊勢崎市宮子町3548番地29
再生債務者 星野 貴禎(旧姓石川)

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月21日 前橋地方裁判所太田支部

令和6年(再イ)第118号

北九州市若松区白山2丁目10番23-707号
再生債務者 原田浩太郎

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月18日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(再イ)第53号

埼玉県和光市広沢1番21号515
再生債務者 緒方 卓

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月19日 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第18号

沖縄県中頭郡中城村字屋宜251番地4
再生債務者 神谷 一成

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月19日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(再イ)第55号	仙台市青葉区錦ヶ丘1丁目36番地の2 再生債務者 中村健太郎 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 仙台地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第62号	仙台市太白区鈎取3丁目2番20号 ハイライズ鈎取301 再生債務者 原 混樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 仙台地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第77号	仙台市若林区荒町212番地の1 CINZA 荒町608 再生債務者 野坂 達也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 仙台地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第84号	神奈川県大和市下鶴間2141番地1 グリーンヒルつきみ野303 (従前の住所・仙台市泉区みずほ台10番地の8 303) 再生債務者 木村 裕規 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第92号	仙台市宮城野区福室2丁目8番17-205号 再生債務者 山路 裕一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 仙台地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第69号	川崎市高津区諏訪3丁目12番21号 遠藤達夫 再生債務者 須崎 弘規 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(再イ)第78号	川崎市麻生区東百合丘2丁目36番3-301号 セシーズ東百合ヶ丘 再生債務者 高見澤 寛 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 横浜地方裁判所川崎支部破産係
令和6年(再イ)第69号	静岡県浜松市中央区曳馬3丁目14番5号 F 111 B l a n c 103号室 再生債務者 中村 翔太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 静岡地方裁判所浜松支部再生係
令和6年(再イ)第53号	大阪市住之江区安立2丁目5番15号 m e n e d a s 414号室 再生債務者 多賀 義久

令和6年(再イ)第419号	東京都目黒区上目黒5-28-11-713 祐天寺第2コーポラス 再生債務者 寺島 秀之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第116号	仙台市青葉区熊ヶ根字檀の原一番41番地の51 再生債務者 早坂真由美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 仙台地方裁判所第4民事部
令和6年(再イ)第25号	福島県いわき市小川町閑場字宿77番地の1 再生債務者 鈴木 光二 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 福島地方裁判所いわき支部
令和6年(再イ)第160号	埼玉県上尾市大字小敷谷845番地1 西上尾第一団地2-4-504 再生債務者 小野寺優太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 さいたま地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第33号	千葉県印西市西の原2丁目3番地4棟101号 再生債務者 大高 伸介 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月18日 千葉地方裁判所佐倉支部
令和6年(再イ)第282号	東京都墨田区立花2-12-2 再生債務者 村杉 喜則 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第392号 東京都葛飾区堀切3-28-5-307 再生債務者 本間ひより 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(再イ)第426号 東京都葛飾区四つ木4-19-22-101 再生債務者 斎藤 純(旧姓奈良崎) 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(再イ)第169号 横浜市泉区中田北1丁目12番13号 再生債務者 田中 哲也 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和6年(再イ)第36号 山梨県甲府市国母4丁目20番38号 再生債務者 齊藤 司紗 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 甲府地方裁判所民事部破産係
令和6年(再イ)第438号 大阪市北区天神橋7丁目11番6-504号 再生債務者 内田 壮保

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(再イ)第17号 兵庫県多可郡多可町加美区寺内107番地16 再生債務者 杉岡ひろみ 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 神戸地方裁判所社支部
令和6年(再イ)第45号 盛岡市渋民字泉田342番地2 再生債務者 佐々木真子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(再イ)第80号 神奈川県伊勢原市石田718番地の7 ラマージュ102号 再生債務者 福岡 翼 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
令和6年(再イ)第84号 静岡市葵区羽鳥5丁目5番17号 再生債務者 前田亜由虫 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(再イ)第237号 愛知県あま市甚目寺八尻24番地 ロイヤルドエイシン1F 再生債務者 小竹 克敏 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(再イ)第325号 名古屋市中川区東春田2丁目119番地 レジデンス春栄101号 再生債務者 大鹿 晃司 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(再イ)第108号 岡山市北区駅元町9番6号 プレサンス岡山駅前204 再生債務者 辻 千尋 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月19日 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第39号 岩手県八幡平市平館第29地割2番地 再生債務者 野崎 悠太 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(再イ)第27号 三重県亀山市アリス町13番地88 再生債務者 鈴木 真也
1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 津地方裁判所再生係
令和6年(再イ)第4号 兵庫県加東市下滝野1359番地50 再生債務者 坂本菜穂美 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 神戸地方裁判所四日市支部
令和6年(再イ)第18号 松江市八東町入江365番地1 再生債務者 柏木美沙恵 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 松江地方裁判所民事部
令和6年(再イ)第1号 鹿児島市樋之口町5-5 エスペール21樋之口502号(住民票上の住所) 愛知県海部郡大治町大字西條字尼ヶ須賀134番地 再生債務者 森 道代 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月21日 鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第5号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超える車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和7年4月4日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 高松 勝

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道475号	岐阜県山県市大字西深瀬字宮前1434番3から岐阜県本巣市三橋字三本木25番18まで

2 指定する期日 令和7年4月6日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超える車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第6号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第1項及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和7年4月4日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長 高松 勝

1 指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路線名	区間
一般国道475号	岐阜県山県市大字西深瀬字宮前1434番3から岐阜県本巣市三橋字三本木25番18まで

2 指定する期日 令和7年4月6日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年3月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、公告します。

令和7年4月4日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長 由木 文彦

記

1. (4)(5)ハに掲げる表に次のとおり加える。

常磐自動車道の 浪江インターチェンジ	令和7年4月7日から 東日本高速道路株式会社が別に定める日まで
-----------------------	------------------------------------

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第1号

中日本高速道路株式会社が平成18年3月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）1. (1)(5)ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき、公告します。

令和7年4月4日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長 繩田 正

I. 長野道・中央道リニューアル工事（岡谷地区）に伴う料金調整の実施について

(1) 料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、(4)に掲げる指定IC1から流出し、指定IC2から再流入し、順方向に走行するETC車。

(2) 料金調整額等

(1)に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3) 実施する期間

令和7年4月7日から令和7年8月1日まで及び令和7年8月18日から令和7年11月28日まで。

(4) 対象IC

・指定IC1	指定IC2
・中央自動車道長野線の岡谷ICから松本ICまでの各IC	・中央自動車道西宮線の諏訪南ICから伊那ICまでの各IC、飯田山本ICから中津川ICまでの各IC

・中央自動車道西宮線の伊北IC、伊那IC、飯田山本ICから中津川ICまでの各IC	・中央自動車道西宮線の諏訪湖スマートICから諏訪南ICまでの各IC ・中央自動車道長野線の岡谷ICから松本ICまでの各IC
・中央自動車道西宮線の諏訪湖スマートICから諏訪南ICまでの各IC	・中央自動車道西宮線の伊北IC、伊那IC、飯田山本ICから中津川ICまでの各IC ・中央自動車道長野線の岡谷ICから松本ICまでの各IC

(5) 割引相互間の適用関係

- 1) 深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）
経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係
本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。
- 2) 新深夜割引を除く割引との重複適用関係
各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

II. 東名阪道集中工事に伴う料金調整の実施他について

(1) 料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、迂回を目的として、(4)に掲げる指定インターチェンジ（以下、「IC」という。）1で流入し、指定IC2で流出するETC車。ただし、(5)に掲げるいずれかの接続部を経由して利用する場合に限る。

(2) 料金調整額等

(1)に定める自動車が迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3) 実施期間

令和7年4月7日から令和7年4月24日まで。

(4) 対象IC

指定IC1	指定IC2
近畿自動車道尾鷲多気線 紀伊長島ICから勢和多気ICまでの各IC	名古屋環状2号線 各IC 名古屋高速道路公社の管理する道路の各入口・出口
近畿自動車道伊勢線 芸濃ICから伊勢ICまでの各IC	
近畿自動車道名古屋龜山線 桑名東ICから龜山ICまでの各IC	
近畿自動車道名古屋神戸線 菊野IC及び鈴鹿PAスマートIC	
東海環状自動車道 東員ICからいなべICまでの各IC	

(5) 対象接続部

第二東海自動車道横浜名古屋線と名古屋環状2号線又は名古屋市道高速2号との接続部
第二東海自動車道横浜名古屋線と愛知県道高速名古屋新宝線との接続部
近畿自動車道名古屋神戸線と名古屋環状2号線との接続部

(6) 料金算定の特例

料金調整額の算出にあたって、別添に掲げるICについては、同一のICとして取扱う。

(7) 割引相互間の適用関係

- 1) 深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）
経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係
本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。
- 2) 新深夜割引を除く割引との重複適用関係
各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

別添

1	千音寺南IC	大治南IC	名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口
	名古屋西IC		
2	大治北IC	甚目寺南IC	—
3	甚目寺北IC	清洲西IC	—
4	清洲東第一IC	清洲東第二IC	名古屋高速道路公社が管理する清須入口・出口
5	平田IC	山田西IC（清洲ジャンクション方面への通行を除く）	—
6	山田東IC（楠ジャンクション方面からの通行を除く）	楠IC	名古屋高速道路公社が管理する楠入口・出口
7	松河戸IC	小幡IC	—
8	大森IC	引山IC	—
9	上社IC	上社南IC	—
10	名古屋高速道路公社が管理する尾頭橋出口	名古屋高速道路公社が管理する白川入口・出口	—
11	名古屋高速道路公社が管理する鳥森入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する黄金入口・出口	—
12	名古屋高速道路公社が管理する六番北入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する六番南入口・出口	—
13	名古屋高速道路公社が管理する港明入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する木場入口・出口	—
14	名古屋高速道路公社が管理する堀田入口・出口	名古屋高速道路公社が管理する呼続入口・出口	—

高速道路工事一部完了公告

中日本高速道路株式会社公告第12号

標記高速道路の工事の一部が下記のとおり完了しますので、道路整備特別措置法第22条第2項の規定に基づき公告します。

令和7年4月4日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長 繩田 正

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
一般国道475号（東海環状自動車道）	岐阜県関市広見から岐阜県山県市西深瀬まで	新設工事	令和7年4月5日
一般国道475号（東海環状自動車道）	岐阜県山県市西深瀬から岐阜県本巣市上保まで	新設工事	令和7年4月5日
一般国道475号（東海環状自動車道）	岐阜県安八郡神戸町西座倉から岐阜県大垣市桧町まで	新設工事	令和7年4月5日

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 愛媛弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 市川 武志
登録番号 20522
事務所 愛媛県松山市三番町4-8-7
第5越智ビル4階
弁護士法人松山中央法律事務所
- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分が効力を生じた年月日
令和7年3月7日
令和7年3月19日 日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 齋藤 宏和
登録番号 54318

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 水上 博喜
登録番号 23551
事務所 東京都港区西新橋1-21-8
弁護士ビル606
水上総合法律事務所
- 3 処分の内容 業務停止1月
- 4 処分が効力を生じた年月日
令和7年3月12日
令和7年3月19日 日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 高田 康章
登録番号 45188
事務所 東京都千代田区神田神保町2-20-13 Y'Sコーラルビル3階
IL法律事務所
- 3 処分の内容 業務停止6月

- 4 処分が効力を生じた年月日
令和7年3月13日
令和7年3月19日 日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 大阪弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 川村 真文
登録番号 21993

事務所 大阪府大阪市北区西天満2-6-8 堂島ビルディング823
シンプラ法律事務所

- 3 処分の内容 戒告

- 4 処分が効力を生じた年月日
令和7年3月13日

令和7年3月19日 日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 小林 正明
登録番号 18118
事務所 東京都千代田区神田紺屋町29-1-701 第2栄ビル
知新法律事務所

- 3 処分の内容 退会命令

- 4 処分が効力を生じた年月日
令和7年3月15日
令和7年3月19日 日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 望月 宣武
登録番号 37278
事務所 東京都新宿区四谷2-2-1 四谷フジビル4階 弁護士法人アライズメインオフィス日本羅針盤法律事務所

- 3 処分の内容 戒告

- 4 処分が効力を生じた年月日
令和7年3月18日
令和7年3月19日 日本弁護士連合会

懲戒処分の公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

- 1 処分をした弁護士会 東京弁護士会
- 2 処分を受けた弁護士
氏名 佐藤 大和
登録番号 44196
事務所 東京都文京区音羽2-2-2
アベニュー音羽ビル2階
レイ法律事務所
- 3 処分の内容 戒告
- 4 処分が効力を生じた年月日
令和7年3月18日
令和7年3月19日 日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により次の免許状は失効した。

令和7年4月4日 北海道教育委員会

- 1 失効した免許状
氏名 池村 啓 本籍地 北海道
免許状の種類、教科、番号、授与権者、授与年月日
 - ① 中学校教諭1種免許状、外国語（英語）、昭59中1第21709号、東京都教育委員会、昭和59年3月31日
 - ② 高等学校教諭1種免許状、外国語（英語）、昭59高1第22944号、東京都教育委員会、昭和59年3月31日
 - ③ 高等学校教諭専修免許状、外国語（英語）、平16高専修第0025号、北海道教育委員会、平成16年4月1日
- 2 失効年月日 令和7年3月11日
- 3 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号ホ）該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第1項の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年4月4日 鳥取県教育委員会

- 1 免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名
 - (1) 中学校教諭一種免許状（技術）、平3中1第134号、島根県教育委員会、平成4年3月23日、新潟県、白石 隆俊

- (2) 高等学校教諭一種免許状（工業）、平3高1第108号、島根県教育委員会、平成4年3月23日、新潟県、白石 隆俊
- (3) 中学校教諭専修免許状（技術）、平6中專第22号、島根県教育委員会、平成7年3月23日、新潟県、白石 隆俊
2. 失効年月日 令和7年3月15日
3. 失効の事由 教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号ハ）該当
特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知出来ないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月4日 見附市長 稲田 亮

- 1 対象となる特定空家等
 - (1) 所在地 新潟県見附市細越1丁目1290番地1
 - (2) 種類 居宅・工場
 - (3) 構造 木造瓦葺2階建
 - (4) 延床面積 188.12m²
- 2 所有者等が行うべき措置の内容
3の措置の期限までに、当該建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等について、これを運搬し適切に処理するとともに、当該建築物を除去すること。
- 3 措置の期限 令和7年5月5日
期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、当該措置を行ふ。
- 4 動産等の取扱い
市長等が当該建築物の除去を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、3の措置の期限までに搬出又はその物を指定し保管し、若しくは引き渡すよう、5の問い合わせ先へ通知すること。

- 5 問い合せ先
見附市役所 都市環境課 都市政策室 都市・住宅政策係
電話 0258-62-1700

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

秋田市太平山谷字中山谷147番地19

秋商機工有限会社

清算人 安倍羽二郎

解散公告

当社は、令和7年1月18日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

山形県長井市泉1958番地1

有限会社そばのはせ川屋

清算人 長谷川美貴

解散公告

当法人は、令和7年3月1日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

茨城県かすみがうら市中志筑134番地1

特定非営利活動法人フロンティアビレッジ

西崎 敏和

解散公告

当社は、令和7年3月20日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

千葉市中央区富士見1丁目14番13号千葉大栄ビル8階

株式会社インフィナイト・ソリューションズ

代表清算人 前川 裕行

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

埼玉県さいたま市岩槻区金重九番地4

有限会社橋伸工業

清算人 藤沼 孝子

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月4日

埼玉県さいたま市西区大字植田谷本137番地1

有限会社泰光建設

清算人 青木 誠

解散公告

当法人は、令和5年3月31日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月4日

千葉県我孫子市湖北1丁目13番7号東京事務器ビル1階

特定非営利活動法人人生いきいき

清算人 岡田 勝廣

解散公告

当社は、令和7年3月17日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年4月4日

千葉市中央区富士見1丁目14番13号千葉大栄ビル8階

株式会社インフィナイト・ソリューションズ

代表清算人 前川 裕行

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都渋谷区上原一丁目三六番一五号

株式会社オヌスイート

代表清算人 猪鹿倉周子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都世田谷区羽根木二丁目一七番一一号

有限会社ル・デパール

清算人 猪鹿倉周子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二F

代表清算人 穂積一志

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都新宿区新宿一―三六―二新宿第七葉ビル三F

代表清算人 堤舞尋

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都葛飾区東水元四丁目一四番一二号

有限会社タカヒロ工房

清算人 小堀朱実

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号AO

J税理士法人内

代表清算人 出澤貴人

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都中央区八丁堀四丁目二番一〇号AO

J税理士法人内

代表清算人 出澤貴人

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都江戸川区北葛西町五丁目三番一四号

代表清算人 劉盼盼

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号N&O

BLD.六F

合同会社ethical style

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都港区元赤坂一丁目一一番八号赤坂コ

ミュニティビル四階

一般社団法人津軽パワー

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都港区六本木七丁目一二番二号R7ビルディング八F

株式会社century

代表清算人 水原祥吾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都新宿区西新宿六丁目一二番三号Dタワー新宿一〇階

株式会社リバーサイドホテル

解散公告

当法人は、令和七年三月二十六日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

神奈川県横浜市旭区若葉台一一一九〇四

一般社団法人エッジプラットフォームコ

ンソーシアム

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

神奈川県横浜市鶴見区平安町一丁目四六番地の一

旧・新栄運輸株式会社

代表清算人 简井康之

解散公告

当社は、令和七年三月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

東京都新宿区西新宿六丁目一二番三号Dタワー新宿一〇階

株式会社LeFine

代表清算人 水原祥吾

解散公告

当法人は、令和六年十二月三十一日存続期間満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

神奈川県横浜市鶴見区平安町一丁目四六番地の一

旧・新栄運輸株式会社

代表清算人 简井康之

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

横浜市青葉区もえぎ野五番地二四

株式会社名山

代表清算人 名山亜紀子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

新潟県佐渡市北狹一五六一番地

株式会社Across The Sea

代表清算人 菊地 祐一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

福井県福井市馬垣町板垣境五〇四番地

合同会社森脇

清算人 森脇 慎也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

長野県木曽郡木曽町新聞一三三二一三

有限会社清水工務店

代表清算人 清水 久視

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

岐阜県関市中之保二四六六番地

株式会社名山

代表清算人 長尾 直樹

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

静岡県浜松市中央区和地町一六五三番地

有限会社宇津山住設

清算人 宇津山治之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

愛知県あま市七宝町遠島新聞二〇番地一

合同会社りーでれ

代表清算人 稲富 友香

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

愛知県安城市東栄町四丁目六番一五号

合同会社三制電気

代表清算人 三浦 義弘

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

京都市下京区中堂寺南町一三四番地

株式会社山兵

代表清算人 江村真理子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

大阪市中央区久太郎町二丁目四番二七号

東洋紡ビルメンテナنس株式会社

代表清算人 安岡 重勝

解散公告

当社は、令和七年三月二十六日開催の株主総会の決議により、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

大阪府豊中市新千里東町一丁目五番三号

千里朝日阪急ビル内

代表清算人 豊島 秀一

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

大阪市城東区東中浜三丁目七番二号

株式会社金元写真製版

代表清算人 金元 茂雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

大阪市北区長柄中二丁目五番三〇号

Enfucell Japan 柔性電子株式会社

代表清算人 劉 光輝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

兵庫県たつの市揖西町小犬丸七五九番地

株式会社トータルダイニング

代表清算人 灑本 研二

解散公告

当社は、令和七年三月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

兵庫県芦屋市船戸町五一二六

株式会社千暮里

代表清算人 達谷 純子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

岡山市北区駅元町二三番一二号

建労岡山保険センター株式会社

代表清算人 岩谷 住彦

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

岡山市東区河本町三三三番地一

株式会社ナオイ

代表清算人 前田 哲夫

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月四日

岡山市東区河本町三三三番地一

株式会社ナオイ

代表清算人 前田 哲夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

岡山県倉敷市大畠一六六六番地の二

株式会社HS

代表清算人 永山 久徳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

岡山県倉敷市大畠一六六六番地の二

株式会社HR

代表清算人 永山 久徳

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

広島市安佐北区亀崎二丁目二二番六号

株式会社HR

代表清算人 永山 久徳

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和7年2月28日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

山口県美祢市伊佐町伊佐四八七〇番地

山陽火薬株式会社

代表清算人 林 豊賢

解散公告

当社は、令和7年3月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

福岡市西区今宿三丁目八番六号

冷熱工業株式会社

代表清算人 重成 芳伸

解散公告

当社は、令和7年3月三十二日に、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

香川県善通寺市原田町五四九番地一

ヴィレタ・フェリーチエB二〇二号

株式会社想建工

代表清算人 白川 純

解散公告

当社は、令和7年1月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

北九州市八幡西区さつき台一四一三

P U E N T E S 株式会社

代表清算人 古谷 明義

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和7年2月28日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

広島市安佐北区亀崎二丁目二二番六号

コンボートふるたに株式会社

代表清算人 古谷 明義

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

宮崎県延岡市土々呂町六丁目一八八五番地二

有限公司愛城家具有工芸

清算人 城戸 照代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

有限公司愛城家具有工芸

清算人 城戸 照代

解散公告

当社は、令和7年3月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

鹿児島県姶良市平松四七三六番地

有限公司さえき

代表清算人 矢野 真由美

解散公告

当社は、令和7年3月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

佐賀県東松浦郡玄海町大字今村六一六番地

株式会社M. M. S

代表清算人 堀田 昌宏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

佐賀県東松浦郡玄海町大字今村六一六番地

有限公司さえき

代表清算人 矢野 真由美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

有限公司愛城家具有工芸

清算人 城戸 照代

解散公告

当社は、令和7年3月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

有限公司愛城家具有工芸

清算人 城戸 照代

解散公告 (第一回)

当法人は、令和6年9月9日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和7年2月二十五日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出下さい。

令和7年4月4日

東京都中央区月島三丁目二七番一五サンシティ銀座EAST二階

代表清算人 西崎 直人

医療法人社団平靜の会

解散公告 (第一回)

当法人は、令和7年2月十七日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月4日

山梨県笛吹市御坂町夏目原一二九六番地

宗教法人丸山教夏目原支教会

清算人 弁護士 伏見 彩

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

三

階B

連絡先 山梨県甲府市丸の内一丁目一六番

一〇号トラストワンビル19

三

第39期決算公告		
令和7年3月26日		
長崎県佐世保市三浦町1番31号		
株式会社ワールドシステムサービス		
代表取締役 市原 格		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 439,786 固定資産 18,551 資産合計 458,337	
負純 資産 及の び部	流动負債 177,592 固定負債 5,104 株主資本 275,642 資本剰余金 30,000 利益剰余金 245,642 利益準備金 7,500 その他利益剰余金 238,142 (うち当期純利益) (72,454) 負債・純資産合計 458,337	

第62期決算公告 令和7年4月4日		
東京都板橋区志村一丁目32番18号		
イワツキ株式会社		
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 2,803,041 固定資産 4,083,217 資産合計 6,886,258	
負純 資産 及の び部	流动負債 2,211,953 固定負債 70,500 株主資本 2,396,325 資本剰余金 2,277,979 資本準備金 72,000 利益剰余金 22,355 利益準備金 22,355 その他利益剰余金 2,183,623 利益準備金 18,000 その他利益剰余金 2,165,623 (うち当期純利益) (96,598) 負債・純資産合計 6,886,258	

第10期決算公告 令和7年4月4日		
東京都板橋区志村一丁目32番18号		
イワツキメディカル株式会社		
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 376,839 固定資産 1,035,883 資産合計 1,412,723	
負純 資産 及の び部	流动負債 251,681 固定負債 16,000 株主資本 1,161,042 資本剰余金 10,000 資本準備金 987,414 その他資本剰余金 987,414 利益剰余金 163,627 利益準備金 2,500 その他利益剰余金 161,127 (うち当期純利益) (68,171) 負債・純資産合計 1,412,723	

第34期決算公告		
令和7年4月4日		
東京都江東区越中島一丁目1番1号		
ヤマタネ深川1号館2階		
アロウズ・システム株式会社		
代表取締役 西原 一将		
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 48,999 固定資産 4,646 資産合計 53,646	
負純 資産 及の び部	流动負債 20,926 固定負債 63,674 株主資本 30,954 資本剰余金 10,000 利益剰余金 40,954 その他利益剰余金 (40,954) (うち当期純損失) (1,339) 合計 53,646	

第5期決算公告 令和7年4月4日		
東京都千代田区外神田五丁目1番地2号		
株式会社ランステック		
代表取締役 西原 一将		
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 78,732 固定資産 21,619 資産合計 100,351	
負純 資産 及の び部	流动負債 41,478 株主資本 58,873 資本剰余金 44,000 その他資本剰余金 3,000 利益剰余金 3,000 利益準備金 11,873 その他利益剰余金 300 利益準備金 11,573 その他利益剰余金 (5,873) 合計 100,351	

第36期決算公告 令和7年4月4日		
北海道苫小牧市沼ノ端2番地34		
サンライナー株式会社		
代表取締役専務 原 靖則		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 57,059 固定資産 158,990 資産合計 216,050	
負純 資産 及の び部	流动負債 136,429 固定負債 51,050 株主資本 28,571 資本剰余金 15,000 利益剰余金 13,571 利益準備金 100 その他利益剰余金 13,471 (うち当期純利益) (7,124) 合計 216,050	

第2期決算公告 令和7年4月4日		
鳥取市古海356番地1		
株式会社ヨシタニホールディングス		
代表取締役 吉谷勇一郎		
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 659 固定資産 1,845,081 総延資産 316 資産合計 1,846,055	
負純 資産 及の び部	流动負債 210 固定負債 1,845,846 株主資本 1,000 資本剰余金 1,845,081 利益剰余金 △ 235 その他利益剰余金 △ 235 (うち当期純利益) (218) 合計 1,846,055	

第7期決算公告 2025年4月4日		
静岡県沼津市岡一色809番地		
エナリヤ東部株式会社		
代表取締役 取締役社長 中田 喜雅		
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 350,649 固定資産 14,805 資産合計 365,455	
負純 資産 及の び部	流动负债 247,076 固定负债 66,596 株主資本 51,782 資本剰余金 30,000 利益剰余金 70,000 利益準備金 30,000 その他資本剰余金 40,000 利益剰余金 △ 48,217 その他利益剰余金 △ 48,217 (うち当期純利益) (3,828) 合計 365,455	

第7期決算公告 2025年4月4日		
静岡県静岡市駿河区池田28		
エナリヤ静岡株式会社		
代表取締役 取締役社長 吉永 伸弥		
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 711,531 固定資産 53,205 資産合計 764,737	
負純 資産 及の び部	流动负债 367,407 固定负债 97,433 株主資本 299,896 資本剰余金 30,000 利益剰余金 90,000 利益準備金 30,000 その他資本剰余金 60,000 利益剰余金 179,896 その他利益剰余金 179,896 (うち当期純利益) (66,40) 合計 764,737	

第15期決算公告		
令和7年3月14日		
東京都千代田区四番町6番地		
MM Water株式会社		
代表取締役 石崎 克彦		
貸借対照表の要旨		
(令和6年12月31日現在) (単位:円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 14,932,164 固定資産 10,854,921 資産合計 25,787,085	
負純 資産 及の び部	流动负债 733,500 固定负债 25,053,585 株主資本 20,000,000 資本剰余金 5,053,585 利益剰余金 1,887,330 その他利益剰余金 3,166,255 (うち当期純利益) (3,166,250) 負債・純資産合計 25,787,085	

第19期決算公告 2025年3月28日		
札幌市中央区南一条西十丁目4番地156		
大通ホワイトビル4階		
株式会社Youzan Japan		
代表取締役 浣 明		
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産 32,903 固定資産 0 資産合計 32,903	
負純 資産 及の び部	流动负债 5,375 固定负债 27,528 株主資本 237,376 資本剰余金 126,609 利益剰余金 126,609 △ 336,456 その他資本剰余金 △ 336,456 利益準備金 △ 37,614 負債・純資産合計 32,903	

2024年12月期決算公告		
2025年3月18日		
千葉県我孫子市岡発戸1110		
一般社団法人我孫子ゴルフ倶楽部		
代表理事 三田 芳裕		
貸借対照表の要旨		
(2024年12月31日現在) (単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産部	流動資産 1,031,762 固定資産 1,231,097 資産合計 2,262,859	
負味財産及び正味財産の正部	流动负债 48,231 固定负债 1,379,696 負債合計 1,427,928 一般正味財産 834,931 正味財産合計 834,931 合計 2,262,859	

第66期決算公告		2025年3月28日
株式会社Japan Business Partner		東京都港区愛宕二丁目5番1号
代表取締役 尚 捷		貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)
科 目 金額(千円)		
資の 産部	流動資産	241,448
	固定資産	97,038
	資 产 合 計	338,487
負純 資 産 及 の び部	流動負債	133,962
	固定負債	8,596
	株主資本	195,927
	資本剰余金	30,000
	その他資本剰余金	384
	利益剰余金	384
	利益準備金	165,543
	利益準備金	13,511
	その他利益剰余金	152,032
	(うち当期純利益)	(187)
	負債・純資産合計	338,487

第12期決算公告		2025年3月28日
株式会社IngDan Japan		東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー
代表取締役 尚 捷		貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)
科 目 金額(千円)		
資の 産部	流動資産	220,461
	固定資産	21,000
	資 产 合 計	241,461
負純 資 産 及 の び部	流動負債	251,293
	固定負債	0
	株主資本	△9,832
	資本剰余金	49,600
	資本準備金	19,434
	利益剰余金	19,434
	利益準備金	△78,866
	その他利益剰余金	△78,866
	(うち当期純利益)	(13,707)
	負債・純資産合計	241,461

第26期決算公告		2025年3月28日
株式会社InfoDeliver		東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー
代表取締役 尚 捷		貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)
科 目 金額(千円)		
資の 産部	流動資産	328,546
	固定資産	1,072,517
	資 产 合 計	1,401,063
負純 資 産 及 の び部	流動負債	532,437
	固定負債	264,634
	株主資本	603,992
	資本剰余金	491,500
	資本準備金	258,799
	利益剰余金	10,955
	利益準備金	247,844
	その他利益剰余金	(2,064)
	(うち当期純利益)	(146,307)
	自己株式	△146,307
	負債・純資産合計	1,401,063

第8期決算公告		2025年3月31日
コバルトイインベストメント株式会社		東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
代表取締役 佐藤 正秀		貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)
科 目 金額(千円)		
資の 産部	流動資産	35,801
	固定資産	300,661
	資 产 合 計	336,463
負純 資 産 及 の び部	流動負債	165,994
	固定負債	170,469
	株主資本	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	160,469
	利益準備金	594
	その他利益剰余金	159,874
	(うち当期純利益)	(11,596)
	負債・純資産合計	336,463

第4期決算公告		2025年3月31日
MCD 6株式会社		東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
代表取締役 佐藤 正秀		貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)
科 目 金額(千円)		
資の 産部	流動資産	117,482
	固定資産	68,580
	資 产 合 計	186,063
負純 資 産 及 の び部	流動負債	2,510
	固定負債	183,553
	株主資本	500
	資本剰余金	500
	資本準備金	500
	利益剰余金	182,553
	利益準備金	182,553
	その他利益剰余金	(25,846)
	負債・純資産合計	186,063

第4期決算公告		2025年3月31日
MCPキャピタル株式会社		東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
代表取締役 佐藤 正秀		貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)
科 目 金額(千円)		
資の 産部	流動資産	360,465
	固定資産	44,625
	資 产 合 計	405,091
負純 資 産 及 の び部	流動負債	151,207
	固定負債	87,500
	株主資本	166,383
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	156,383
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	155,133
	(うち当期純損失)	(31,904)
	負債・純資産合計	405,091

第8期決算公告		令和7年4月4日
ナリコマHD新宿ビル7階		東京都新宿区新宿一丁目9番2号
代表取締役 本城嘉太郎		モリカトロン株式会社
科 目 金額(千円)		
資の 産部	流動資産	29,339
	固定資産	3,493
	資 产 合 計	32,832
負純 資 産 及 の び部	流動負債	13,541
	固定負債	42,295
	株主資本	△23,004
	資本剰余金	22,000
	資本準備金	18,000
	利益剰余金	△63,004
	その他利益剰余金	△63,004
	(うち当期純損失)	(22,738)
	合 計	32,832

第21期決算公告		令和7年4月4日
テメノス・ジャパン株式会社		東京都千代田区丸の内3丁目2番3号 丸の内二重橋ビル21階
代表取締役社長 田中 栄治		貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
科 目 金額(千円)		
資の 産部	流動資産	676,691
	固定資産	107,647
	資 产 合 計	784,339
負純 資 産 及 の び部	流動負債	603,722
	有給休暇引当金	1,435
	原状回復費用引当金	4,164
	株主資本	180,616
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	160,616
	その他利益剰余金	160,616
	(うち当期純損失)	(27,898)
	合 計	784,339

第5期決算公告		令和7年4月4日
中国国際金融日本株式会社		東京都千代田区丸の内3丁目2番3号
代表取締役社長 田中 栄治		貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)
科 目 金額(千円)		
資の 産部	流動資産	739,645
	固定資産	190,895
	資 产 合 計	930,540
負純 資 産 及 の び部	流賞与等引当金	248,175
	定負債	205,659
	株主資本	682,365
	資本剰余金	330,000
	資本準備金	280,000
	利益剰余金	280,000
	その他利益剰余金	72,365
	(うち当期純利益)	(22,502)
	合 計	930,540

第5期決算公告		令和7年4月4日	
八弘綱油株式会社		神奈川県川崎市川崎区田町三丁目5番6号	
代表取締役 柳井慎一郎		貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)	
科 目 金額(千円)			
流動資産	421,162	流動負債	221,505
固定資産	14,030	(賞与引当金)	(2,778)
		固定負債	23,867
		(退職給与引当金)	(23,867)
		株主資本	189,819
		資本剰余金	12,000
		資本準備金	80,880
		利益剰余金	12,000
		その他資本剰余金	68,880
		利益剰余金	96,939
		その他利益剰余金	(31,167)
資 产 合 計	435,192	負債・純資産合計	435,192

第99期決算公告		2025年3月18日	
株式会社我孫子カンツリー俱楽部		千葉県我孫子市岡発戸1110	
代表取締役 富田 浩安		貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)	
科 目 金額			
流動資産	273,894	流動負債	34,184
固定資産	715,589	固定負債	74,659
		負 債 合 計	108,843
有形固定資産	715,280	株主資本	880,639
無形固定資産	309	資本剰余金	10,000
		資本準備金	582,863
		利益剰余金	582,863
		利益準備金	287,776
		その他利益剰余金	71
		(うち当期純利益)	287,706
		(うち当期純利益)	(1,859)
資 产 合 計			

第78期決算公告

令和7年3月19日 東京都中央区日本橋2丁目15番3号
アスマックス株式会社
 代表取締役社長 津田聰

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,344	流動負債	2,203
固定資産	3,434	固定負債	909
資本		株主資本	3,611
資本		資本	499
資本		資本	303
資本		資本	303
その他資本		その他資本	0
利益剰余金		利益剰余金	2,808
利益剰余金		利益準備金	81
その他利益剰余金		その他利益剰余金	2,727
(うち当期純損失)		(うち当期純損失)	(122)
自己株式	0	自己株式	0
評価・換算差額等	55	評価・換算差額等	55
資産合計	6,779	負債・純資産合計	6,779

第34期決算公告

令和7年4月4日 新潟県三島郡出雲崎町大字大門376番地4
株式会社エフエイニイガタ
 代表取締役 小西 宏典

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	507,436	流動負債	892,839
固定資産	949,285	固定負債	350,519
資本		株主資本	213,363
資本		資本	95,000
資本		資本	140,000
資本		資本	140,000
その他資本		その他資本	△ 21,637
利益剰余金		利益剰余金	3,530
利益準備金		利益準備金	△ 25,167
その他利益剰余金		その他利益剰余金	(115,728)
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	
資産合計	1,456,721	負債・純資産合計	1,456,721

第5期決算公告

令和7年3月31日 東京都新宿区四谷四丁目28番地
株式会社アイテック計画
 代表取締役 太田 滋幸

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	213,955	流動負債	337,984
固定資産	215,176	賞与引当金	8,473
繰延資産	93	役員賞与引当金	3,538
固定負債		退職給付引当金	40,505
株主資本		株主資本	40,505
資本		資本	50,735
資本		資本	100,000
資本		資本	100,000
資本		資本	100,000
利益剰余金		△ 149,265	△ 149,265
その他利益剰余金		その他利益剰余金	(12,407)
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	
資産合計	429,224	負債・純資産合計	429,224

第33期決算公告

令和7年3月13日 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
S B Sロジスター株式会社
 代表取締役社長 関 欣也

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,955,044	流動負債	1,846,952
固定資産	375,644	固定負債	55,225
資本		株主資本	428,510
資本		資本	100,000
資本		資本	102,000
資本		資本	20,000
その他資本		その他資本	82,000
利益剰余金		利益剰余金	226,510
利益準備金		利益準備金	27,011
その他利益剰余金		その他利益剰余金	199,499
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	(55,114)
資産合計	2,330,689	負債・純資産合計	2,330,689

第44期決算公告

令和7年3月18日 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目5番14号
サンリード株式会社
 代表取締役 大平 耕

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,333,433	流動負債	2,005,293
固定資産	977,197	固定負債	113,314
資本		株主資本	1,192,023
資本		資本	50,000
資本		資本	71,500
利益剰余金		利益剰余金	1,119,703
利益準備金		利益準備金	7,000
その他利益剰余金		その他利益剰余金	1,112,703
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	(103,287)
自己株式		△ 49,180	
資産合計	3,310,630	負債・純資産合計	3,310,630

第46期決算公告

令和7年3月26日 東京都中央区晴海1-8-10
キヤノンメディカルダイアグノスティックス株式会社
 代表取締役 金成 直希

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,717	流動負債	3,553
固定資産	4,471	固定負債	1,655
資本		株主資本	5,979
資本		資本	450
資本		資本	500
利益剰余金		利益剰余金	5,029
利益準備金		利益準備金	74
その他利益剰余金		その他利益剰余金	4,955
(うち当期純利益)		(うち当期純利益)	(918)
資産合計	11,189	負債・純資産合計	11,189

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

＜払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号＞

株式会社ジャバネットサービスイノベーション

＜払戻しに係る前払式支払手段の種類＞

Jプリカカード (モンテディオ山形)

＜払戻しの申出期間＞

令和7年4月5日 (土) ~ 令和7年6月28日 (土)

※上記の申出期間内にお申し出いただかなかつた場合には、この払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

令和7年4月4日

福岡県福岡市中央区天神1-10-20

株式会社ジャバネットサービスイノベーション

第38期決算公告

令和7年4月4日 横浜市栄区飯島町53番地
株式会社アテニア
 代表取締役社長 保坂 嘉久

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,986	流動負債	2,429
固定資産	474	貯引当金	101
資本		固定負債	153
資本		退職給付引当金	110
資本		役員報酬引当金	2
利益剰余金		株主資本	5,878
利益準備金		資本	150
その他利益剰余金		利益剰余金	5,728
(うち当期純利益)		利益準備金	37
資産合計	8,460	その他利益剰余金	5,691
		(うち当期純利益)	(888)
		負債・純資産合計	8,460

第9期決算公告

2025年4月4日
東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号
H V Jホールディングス株式会社
代表取締役 塚谷 修示

貸借対照表の要旨

(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	0	流動負債	27,084
固定資産	34,293	負債合計	27,084
株主資本金	7,209	販売費及び一般管理費	6
資本剰余金	10	営業損失	6
資本準備金	7,890	業外損失	715
その他資本剰余金	4,650	常勤従業員退職慰労引当金	227
利益剰余金	3,240	株主資本金	480
その他利益剰余金	△690	資本剰余金	480
	△690	その他の利益剰余金	0
		引前当期純利益	479
資産合計	34,293	法人税	
		事業税	
		税引前当期純利益	
		法人事業税	
		住民税及び	
		その他の利益剰余金	
		(うち当期純利益)	
		合計	252

損益計算書の要旨

(2024年4月1日) (2024年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額
販売費及び一般管理費	6
営業損失	6
業外損失	715
常勤従業員退職慰労引当金	227
株主資本金	480
資本剰余金	480
その他の利益剰余金	0
引前当期純利益	479

第23期決算公告

令和7年4月4日
横浜市中区山下町89番地1
株式会社ファンケル保険サービス
代表取締役社長 忽那 晃

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科目	金額(百万円)
資の産部	243
流動資産	9
固定資産	
合計	252
負純資産及のび部	
流動負債	19
固定負債	42
役員退職慰労引当金	35
株主資本金	191
資本剰余金	10
その他の利益剰余金	181
引前当期純利益	181
法人税	(14)
事業税	
税引前当期純利益	
合計	252

第9期決算公告

令和7年4月4日
東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
株式会社BWB
代表取締役 西浦龍太郎

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	11,405
固定資産	794,441
合計	805,847
負純資産及のび部	
流動負債	6,900
株主資本金	798,946
資本剰余金	116,034
資本準備金	765,014
その他資本剰余金	439,279
利益剰余金	325,735
その他利益剰余金	△82,102
(うち当期純損失)	△82,102
合計	(16,232)
負債・純資産合計	805,847

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五六、〇三四、五〇〇円減少し六〇、〇〇〇、〇〇〇円とするこ
とにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ
い。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおり
です。

令和7年4月4日
東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
代表取締役 西浦龍太郎

決算公告 令和7年4月4日
東京都千代田区三番町9番地1
株式会社HACKNEY
代表取締役 清田 順稔

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	2,773
合計	2,773
負純資産及のび部	
流動負債	4,085
株主資本金	83,094
資本剰余金	△84,406
資本準備金	100,000
その他資本剰余金	780,000
利益剰余金	435,000
その他利益剰余金	345,000
(うち当期純利益)	△964,406
合計	(27,038)
合計	2,773

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を九千円、資本準備金の額を金四億三千五百万円減少し、それ金一千万円、金〇円とすることいたしました。
効力発生日は令和7年五月七日であり、令和7年二月二十八日につながりました。
主総会の決議は令和7年二月二十八日につながります。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月4日
東京都千代田区三番町九番地一
株式会社HACKNEY
代表取締役 清田 順稔

決算公告 令和7年4月4日
東京都渋谷区神南1-20-2
第一清水ビル4F
株式会社MAISON MARC
代表取締役 葉倉 歩

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	269,188
固定資産	53,380
合計	322,568
負純資産及のび部	
流動負債	128,082
株主資本金	160,163
資本剰余金	34,323
資本準備金	2,000
その他資本剰余金	32,323
利益剰余金	32,323
(うち当期純利益)	(35,032)
合計	322,568

吸収分割公告
A当社は、吸収分割により株式会社MAISON(甲)は、吸収分割により株式会社MA(乙)、住所東京都渋谷区神南1-20-2第一清水ビル4Fの資産の一部及び当該資産に関する権利義務を承継することいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公司の社分割の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)左記のとおりです。
(乙)確定した最終事業年度はありません。

令和7年4月4日
東京都千代田区富士見一丁目三番一一号
代表取締役 葉倉 歩

第9期決算公告

令和7年4月4日
東京都千代田区大手町一丁目9番7号大手町フィナンシャルシティサウスタワー15階
Clarksons Japan株式会社
代表取締役 スコウホイ・クリスチャン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	348,728
固定資産	93,745
合計	442,473
負純資産及のび部	
流動負債	246,003
株主資本金	106,745
資本剰余金	89,724
その他資本剰余金	100,000
利益剰余金	44,028
その他利益剰余金	44,028
(当期純利益)	△54,304
合計	△54,304
負債・純資産合計	442,473

第88期決算公告

2025年4月4日
岡山市南区海岸通二丁目1番16号
株式会社岡山臨港
取締役社長 黒木 良樹

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科目	金額(千円)
資の産部	
流動資産	918,444
固定資産	4,269,970
合計	5,188,415
負純資産及のび部	
流動負債	170,430
株主資本金	253,681
資本剰余金	4,761,742
利益剰余金	98,000
資本準備金	4,663,742
その他利益剰余金	24,500
(当期純利益)	4,639,242
評価・換算差額等	(141,065)
合計	2,562
合計	5,188,415

第57期決算公告

2025年4月4日
岡山市南区海岸通二丁目1番16号
岡山臨港倉庫運輸株式会社
取締役社長 黒木 良樹

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	317,625 84,048
	合計	401,673
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 及 の び部	42,481 39,669 319,523 20,000 299,523 5,000 294,523 (うち当期純損失) 合計
		401,673

決算公告

令和7年4月4日
東京都北区滝野川六丁目56番14号
株式会社ダムダン空間工作所
代表取締役 竹居 正武

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	21,290 19,287
	合計	40,578
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 資本 利益 及 の び部	6,811 40,772 △7,005 20,000 △27,005 △27,005 (7,969) 合計
		40,578

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千円減少し一千円とするにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月4日

東京都北区滝野川六丁目五六番一四号

株式会社ダムダン空間工作所
代表取締役 竹居 正武第45期決算公告 令和7年4月4日
北海道函館市高松町570番地22
函館エアサービス株式会社
代表取締役社長 武藤 浩司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	554,628 21,923
	合計	576,551
負純 資 産 及 の び部	流动負債 (賞与引当金) 退職給付引当金 株主資本 資本利益 利益準備金 その他利益 利益準備金 (うち当期純利益)	108,732 (5,245) 9,263 9,263 458,556 30,000 428,556 7,500 421,056 (63,734) 合計
		576,551

第16期決算公告 令和7年4月4日
富山県富山市奥田町4番8
株式会社富山環境興研
代表取締役 松井富士夫

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	14,141 721
	合計	14,863
負純 資 産 及 の び部	流动負債 固定負債 資本 本 利 益 利 益 准 備 金 其 他 利 益 利 益 准 備 金 (うち当期純利益)	4,939 1,000 8,924 18,000 △2,075 △2,075 (1,140) 自己株式 合計
		14,863

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を八百万円減少し一千円とするにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨左記のとおりです。

令和7年4月4日

富山県富山市奥田町四番八

株式会社富山環境興研
代表取締役 松井富士夫

官報
「官報」は、国の法令や公示事項を掲載し、國民に周知するための國の公報です。行政機関の
休日を除き、毎日午前8時30分に官報発行サイトにおいて発行され、直近90日間の「官報」
を閲覧・ダウンロードすることができます。
<https://www.anko.go.jp>

第9期決算公告 令和7年4月4日
東京都中央区銀座七丁目13番6号サガミビル2階
A u B 株式会社
代表取締役 鈴木 啓太

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	157,576 35,568	流動負債 固定株資本 資本 本 利 益 利 益 准 備 金 其 他 利 益 利 益 准 備 金 (うち当期純損失)	63,092 32,760 95,707 399,340 364,149 364,149 △667,782 △667,782 (69,669) 新株予約権 合計	63,092 32,760 95,707 399,340 364,149 364,149 △667,782 △667,782 (69,669) 1,585 193,144 負債・純資産合計 193,144

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を四億二千四百三十三万九千五百三円、資本準備金の額を六億六千三百七十八万二千二十円減少し、それぞれ一千億円、二億四千五百七十万六千九百八十五円とすることにいたしました。
株主総会の決議は、令和7年3月27日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月4日

東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル2階
A u B 株式会社
代表取締役 鈴木 啓太

内閣府

最終貸借対照表 令和7年4月4日
東京都台東区上野一丁目16番5号
株式会社ジェリービーンズグループ
代表取締役 宮崎 明

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債及び純資産の部
流動資産 固定資産 有形固定資産 無形固定資産 投資その他の資産	608,028 20,565 0 0 20,565
	流動負債 株主優待引当金 固定負債 退職給付引当金 株主資本 資本 本 利 益 利 益 准 備 金 其 他 利 益 利 益 准 備 金 (うち当期純損失)
	247,534 69,728 175,263 26,953 170,441 1,926,085 1,848,585 1,848,585 △3,533,145 △3,533,145 (516,125) △71,083 35,354 628,594 負債・純資産合計 628,594

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社ジエリービーンズ(住所:東京都台東区上野一丁目一六番五号)に対して当社の婦人靴及び連雜貨の卸売・小売業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
当社の株主総会の承認決議は令和7年4月24日に予定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公司掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和7年4月4日

東京都台東区上野一丁目一六番五号
株式会社ジエリービーンズグループ
代表取締役 宮崎 明

第26期決算公告

令和7年4月4日

札幌市豊平区月寒中央通7丁目6番20号

オリンポス債権回収株式会社

代表取締役社長 小川 英宏

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,254	流動負債	506
固定資産	327	(賞与引当金)	(8)
有形固定資産	44	固定負債	382
無形固定資産	32	(退職給付引当金)	(30)
投資その他の資産	251	株主資本金	1,694
		資本剰余金	1,121
		資本準備金	0
		利益準備金	572
		その他利益剰余金	572
資産合計	2,582	負債・純資産合計	2,582

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	1,949
売上原価	988
売上総利益	961
販費営業費及び一般管理	596
業外収益	364
業外費用	85
営業利益	29
常別別損	420
税引前当期純利益	0
法人税及び事業税	420
法人税等調整額	123
当期純利益	0
税引前当期純利益及び事業税	297

第6期決算公告

令和7年1月17日
東京都豊島区南池袋1丁目1番11-202号
株式会社ギャラクシーズ
代表取締役社長 内山 泰伸

貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資産部	46,650
資産合計	28,580
負純資産及のび部	75,231
流動資本	6,802
固定資本	18,975
資本剰余金	49,454
資本準備金	17,300
余剰金	15,300
金利剰余金	15,300
その他の純利益	16,854
当期純利益	16,854
負債・純資産合計	(902)
負債・純資産合計	75,231

第6期決算公告 令和7年4月4日

静岡市葵区吳服町二丁目5番地の21リブロ
BLDG. gofukicho

株式会社リブレント

代表取締役 赤堀 英立

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資産部	17,516
資産合計	178,065
負純資産及のび部	195,582
流動負債	8,710
固定負債	166,040
株主資本	20,831
利益剰余金	2,000
その他利益剰余金	18,831
(うち当期純損失)	18,831
負債・純資産合計	(5,020)

第28期決算公告 令和7年4月4日

静岡市葵区吳服町二丁目5番地の21リブロ
BLDG. gofukicho

リブロ・アセット株式会社

代表取締役 赤堀 英立

貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)

科 目	金額(千円)
資産部	907,085
資産合計	679,821
負純資産及のび部	97
流動負債	76,710
固定負債	1,349,799
株主資本	160,494
利益剰余金	30,000
その他利益剰余金	130,494
(うち当期純利益)	2,500
負債・純資産合計	127,994
負債・純資産合計	(58,136)
負債・純資産合計	1,587,004

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。告載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年4月4日

第6期決算公告

令和7年4月4日

千葉県船橋市宮本八丁目42番4号
株式会社U・T

代表取締役 常世田貴央

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科 目	金額(円)
資産部	8,748,283
資産合計	3,749,886
負純資産及のび部	12,498,169
流動負債	5,121,946
固定負債	3,808,920
株主資本	3,567,303
利益剰余金	1,000,000
その他利益剰余金	2,567,303
(うち当期純利益)	2,567,303
負債・純資産合計	(375,110)
負債・純資産合計	12,498,169

第62期決算公告

令和7年4月4日

千葉県船橋市宮本八丁目42番4号

株式会社トヨダ

代表取締役 常世田貴央

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)

科 目	金額(円)
資産部	4,903,348
資産合計	16,901,718
負純資産及のび部	21,805,066
流動負債	11,396,349
固定負債	2,493,334
株主資本	7,915,383
利益剰余金	10,000,000
その他利益剰余金	△2,084,617
(うち当期純損失)	1,000,000
負債・純資産合計	△3,084,617
負債・純資産合計	(4,329,032)
負債・純資産合計	21,805,066

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。月二十二日に終了しております。令和7年二月二十二日に終了しております。令和7年二月二十二日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。告載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。令和7年4月4日

第5期決算公告

令和7年4月4日 東京都中央区日本橋一丁目4番1号
日本橋一丁目ビルディング

スカイ特定目的会社

取締役 三品 貴仙

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資産の部	負債の部
特定資産	199,573
固定資産	5,255,392
その他資産	5,454,965
流動資産	3,850,541
資産合計	3,850,541
負債合計	3,850,541
純資産の部	
社員資本	5,000
特定資本	1,981,900
優先資本	1,863,641
剰余金	1,863,641
当期末処分利益	1,863,641
資産合計	9,305,507
負債・純資産合計	9,305,507

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	4,439,453
営業費用	2,571,128
営業外収益	1,868,324
営業外費用	173
営業利益	1,422
常別別損	1,867,076
税引前当期純利益	1,867,076
法人税及び事業税	3,440
当期純利益	1,863,635

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を金十三億円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。告載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の要旨は、左記のとおりです。令和7年4月4日スカイ特定目的会社
取締役 三品 貴仙